

白浜町第6期障害福祉計画

第2期障害児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月

和歌山県 白浜町

はじめに

町民のみなさまには、平素より町行政全般にわたりまして、ご理解とご協力をいただいておりますこと、心から厚くお礼申し上げます。

さて、平成 18 年度に障害福祉サービスが一元化されたことに伴い策定した第 1 期障害福祉計画も早いもので第 6 期を迎えます。平成 29 年度には、障がいのある児童や発達に課題のある児童を対象に提供する障害児通所給付（障害児福祉サービス）の見込み量や確保の方策について第 1 期障害児計画を策定し、今年度は第 2 期障害児福祉計画についても第 6 期障害福祉計画と一体的に策定に向け取り組んでまいりました。

昨年度からわたしたちに大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染症により、障害福祉サービス事業所の休所や在宅での支援、支援内容の変更等、手探り状態を余儀なくされる中、障害福祉サービスを提供する施設職員をはじめ多くの方から、障がいのある人やその家族のサポートにご尽力いただきましたこと厚く御礼申し上げます。コロナ禍の影響により、わたしたちの生活様式は目まぐるしく変化し、今後も大きな影響を与えることを踏まえ、一人ひとりが地域から孤立することなく地域共生社会の実現に向けて引き続き取り組んでまいります。

最後に、本計画の作成にあたりましてご尽力いただきました白浜町福祉計画作成委員会委員、白浜町障害福祉サービス事業所連絡会委員のみなさまをはじめ、貴重なご意見等をいただきました多くの方々に厚く御礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

白浜町長 井潤 誠

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画策定の根拠と位置づけ	2
3 障害福祉計画（第6期）策定のポイント	3
4 計画の期間	4
5 計画策定にあたっての基本的な視点（障害者計画共通）	5
(1) 自己決定、自己選択の尊重と意思決定の支援	5
(2) 切れ目のない総合的な支援体制の確立	5
(3) 地域共生の視点を踏まえた地域生活の推進	5
(4) 自立促進と社会参加の支援	6
第2章 事業所調査によるニーズ等	7
1 実施概要	7
(1) 実施時期、実施方法等	7
(2) 調査結果まとめ	8
第3章 計画の目標設定について	12
1 成果目標と活動指標について	12
第4章 成果目標・活動指標に関する数値設定	14
1 福祉施設入居者の地域生活への移行促進	14
(1) 本町における現状の目標の点検	14
(2) 第6期において国が示す基本的な考え方	14
(3) 本町の目標設定	15
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	16
(1) 第5期における本町の現状の目標の点検	16
(2) 第6期において国が示す基本的な考え方	16
(3) 本町の目標設定	17
3 障害者の地域生活の支援	18
(1) 第5期における現状の本町の目標の点検	18
(2) 6期において国が示す基本的な考え方	18
(3) 本町の目標設定	19
4 福祉施設から一般就労への移行等	20
(1) 第5期における本町の現状の目標の点検	20
(2) 第6期において国が示す基本的な考え方	21
(3) 本町の目標設定	21
5 障害児通所支援の提供体制の整備等	22
(1) 第1期障害児福祉計画における本町の現状の目標の点検	22
(2) 第2期障害児福祉計画において国が示した基本的な考え方	22
(3) 本町の目標設定	23
6 相談支援体制の充実・強化等【新設】	24
(1) 第2期障害児福祉計画において国が示した基本的な考え方	24
(2) 本町の目標設定	24
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新設】	25
(1) 第2期障害児福祉計画において国が示した基本的な考え方	25

(2) 本町の目標設定	25
第5章 障害福祉サービスの活動目標	26
1 障害福祉サービス等の体系	26
2 訪問系サービス	28
3 日中活動系サービス	29
4 居住系サービス	35
5 相談支援	37
6 地域生活支援事業	39
(1) 必須事業	39
(2) 任意事業	42
7 発達の支援が必要な児童への福祉サービス	44
第6章 計画の推進体制	48
1 障害福祉サービス等利用支援体制の整備	48
(1) 総合的な情報提供体制の確立	48
(2) 国・県・近隣市町との連携	48
(3) 相談支援体制の充実	48
(4) 早期・総合的支援体制の確立	48
2 計画の推進体制の整備	49
(1) 施策相互の連携・ネットワーク化	49
(2) 専門的人材の育成	49
(3) P D C Aサイクルによる計画の点検及び評価	49
資料編	50
1 町内の障害福祉サービス事業所の状況	50
2 白浜町福祉計画作成委員会名簿	56
3 策定経過	58

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

障害福祉施策をめぐっては、国において、障害者自立支援法の施行（平成 18 年）、「障害者自立支援法」を改正した「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）（平成 25 年）」の施行、「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）（平成 28 年）」などの法整備を行ってきました。

また、平成 28 年 5 月には「障害者総合支援法」等のさらなる改正が行われるなど、今後も、障害者に関する法律や制度は、その充実とともに、目まぐるしく変化していくことが想定され、法改正等は計画内容に大きく影響することから、これらの関連する法制度と計画の整合性をとりながら、長期的な方向性を決めていく必要があります。

本町では、平成 30 年 3 月に「白浜町第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画」を策定し、障がいのある人を取り巻く環境の変化や、障害福祉サービスのニーズの高まりに対応すべく各事業の充実を図ってきました。

和歌山県においては、平成 30 年度に「紀の国障害者プラン 2018」を策定し、「地域社会における共生」と「障害を理由とする差別の禁止」を基本原則として掲げ、各種の障害福祉施策に取り組んでいます。

この度、本町における第 5 期障害福祉計画、第 1 期障害児福祉計画が計画期間の最終年度を迎えることを受け、本町における障害福祉施策の取組状況や課題等を整理し、さらなる障害福祉の充実に向けた取組を進めるため、令和 3 年度から令和 5 年度における障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業（以下「障害福祉サービス等」という。）及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう、「第 6 期白浜町障害福祉計画」、「第 2 期障害児福祉計画」（以下「本計画」という）を策定するものです。

2 計画策定の根拠と位置づけ

白浜町障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）（第 88 条第 1 項）に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画です。

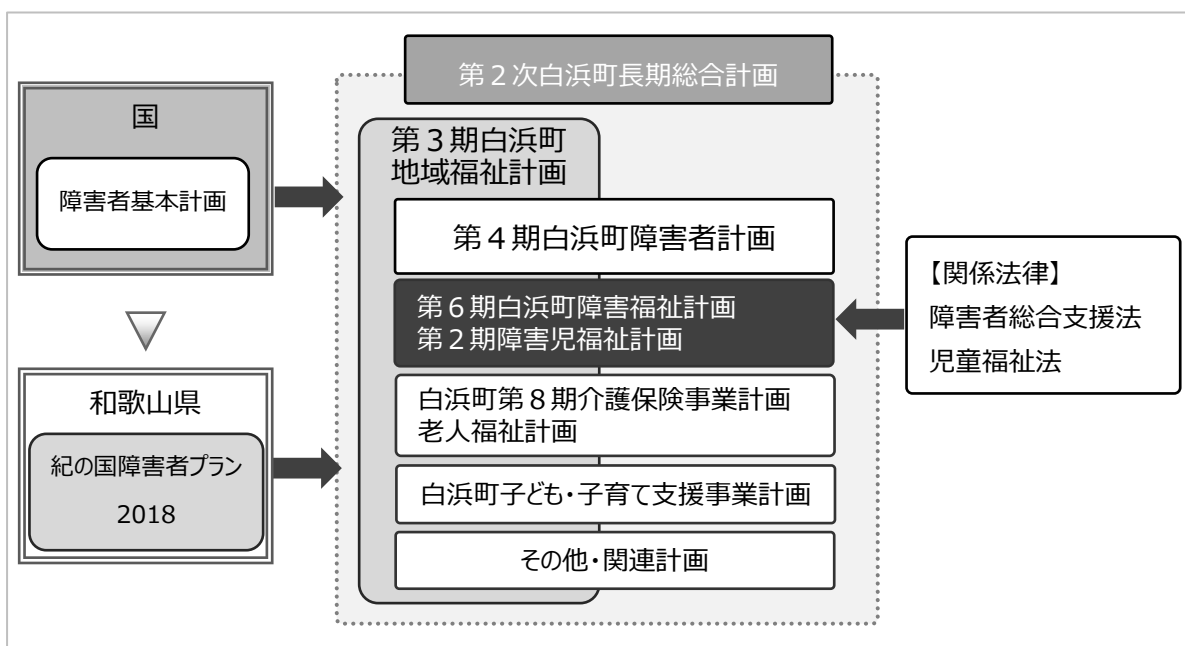
また、白浜町障害児福祉計画は、児童福祉法の改正に伴い、市町村は厚生労働大臣の示す基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保、その他障害児相談支援の円滑な実施に関して「障害児福祉計画」を定めること（第 33 条の 20 第 1 項）となったため、白浜町障害福祉計画と併せて策定するものです。

上位計画の「白浜町長期総合計画」や「白浜町地域福祉計画」をはじめとする国・県・町の関連計画等との整合性を図って策定します。

■ 計画策定の根拠と役割 ■

計画策定の根拠	○障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」 ○児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」
計画の役割	○障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策などを示すもの。

■ 計画の位置づけ ■



3 障害福祉計画（第6期）策定のポイント

「基本指針」（大臣告示）は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもので、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（最終改正 令和2年厚生労働省告示第二百十三号）において新たな指針が示されました。障害者総合支援法において、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定します。

主な項目	内容
①地域における生活の維持及び継続の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 入所等から地域生活への移行について、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保する。
②「地域共生社会」の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む。
③障害福祉人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組む仕組みを検討する。
④障害者の社会参加を支える取組	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 障害者の多様なニーズを踏まえ、特に障害者の文化芸術活動の推進や、視覚障害者等の読書環境の計画的な整備の推進を図る。
⑤相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実や、アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進する。 ➤ 各地域において検証・評価を行い、各種機能のさらなる強化・充実に向けた検討を行う。
⑥発達障害者等支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 発達障害者等のペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等の確保に努める。
⑦障害児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進に努める。 ➤ 重症心身障害児や医療的ケア児等の特別な支援が必要な児童に対する支援体制の整備に努める。
⑧その他の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 障害者虐待の防止、養護者に対する支援 ➤ 難病患者への一層周知 ➤ 障害を理由とする差別の解消の推進 ➤ 意思決定支援、成年後見制度の利用促進のあり方の検討

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年とし、計画期間を6か年とする障害者計画と一体的な計画として推進します。なお、関連計画の計画期間は以下のとおりです。

■ 計画の期間 ■

	～令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
白浜町長期総合計画	第2次（平成30年度から令和9年度）						
白浜町地域福祉計画	第3期（平成30年度から5年間）			（第4期）			
白浜町障害者計画	第3期（平成29年度 から4年間）	第4期					
白浜町障害福祉計画	第5期（平成30年度 から3年間）	第6期		（第7期）			
白浜町障害児福祉計画	第1期（平成30年度 から3年間）	第2期		（第3期）			
【国】障害者基本計画	第4次（平成30年度から5年間）			（第5次）			
【県】障害者計画	第5次（平成30年度から6年間）				（第6次）		
【県】障害福祉計画	第5期（平成30年度 から3年間）	第6期		（第7期）			
【県】障害児福祉計画	第1期（平成30年度 から3年間）	第2期		（第3期）			

5 計画策定にあたっての基本的な視点（障害者計画共通）

本計画は、共生社会の実現を目指し、障がいのある人もない人も可能な限り身近な場所において社会活動に参加し、安心して生活を送ることができる社会の実現に向けて施策の推進を図ります。また、支援を必要とする障がいのある人が、日常生活や社会生活を営むために必要な支援を受けることにより、社会参加の機会が確保され、どこで誰と生活するかについて選択できる仕組みづくりの構築を基本理念とし、次の4つの基本的な視点を踏まえた施策・事業の推進を図ります。

（1）自己決定、自己選択の尊重と意思決定の支援

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら住み慣れた地域で共生する社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重しながら意思決定の支援に配慮するとともに、その自立と社会参加の実現を図ることを基本とし、障害福祉サービス・発達支援が必要な児童への福祉サービス・相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

（2）切れ目のない総合的な支援体制の確立

障害者手帳所持者のみならず、発達障がいのある人や高次脳機能障がいのある人、難病患者及び発達支援が必要な児童が、身近な地域で障害種別を問わず障害福祉サービスや発達支援が必要な児童への支援サービス等を適正に受けることができるよう、町が実施主体となり対象者へのサービス周知、充実に努めます。また、障がいの児童の支援を行うにあたっては、障がいのある児童本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援することが必要であることにも留意し、保健・医療・福祉・教育・雇用等関係分野との連携強化に努め、各ライフステージに応じた切れ目のない支援体制づくりを推進します。

（3）地域共生の視点を踏まえた地域生活の推進

障がいのある人やその家族の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに参画できる環境づくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の社会資源を最大限に活用し、包括的な支援体制の構築を推進します。

(4) 自立促進と社会参加の支援

障がいのある人の社会参加や自立を促進するため、就労移行支援・就労継続支援 A 型事業所の充実を図るとともに、障がいのある人の一般雇用促進や作業所工賃の向上等、県・周辺市町・事業所・企業等と連携し、就労支援の強化に努めます。また、障害の有無によって分け隔てられることなく社会参加することができるための場所や移動手段の確保に努めます。

第2章 事業所調査によるニーズ等

1 実施概要

(1) 実施時期、実施方法等

事業所の活動状況や課題及び今後の意向等を把握し、計画策定や障害福祉サービスの充実に役立てるためのアンケート調査を白浜町内の障害福祉サービス事業所の職員を対象に実施しました。

調査の実施概要は以下のとおりです。

実施時期	令和2年8月：調査シートの記入依頼 9月：直接ヒアリングの実施
実施方法	調査シート記入及び直接ヒアリングの併用
調査対象	計画相談サービス 7事業所 施設・グループホーム 4事業所 障害児通所施設 3事業所 障害者通所施設 8事業所 訪問サービス 5事業所
主なヒアリング項目	<ul style="list-style-type: none">・事業所の日ごろの業務や運営に関して、課題と感じられること・事業所の利用者またはその家族が事業所に対して求めていること。また、事業所におけるそのニーズ（要望）への対応状況・事業所の労働環境の改善状況。また、事業所従業員が事業所に対して求めていること・障がいのある人（児童）に対する地域の理解や権利擁護の改善状況・事業所と行政や他の機関、地域との連携の改善状況・障がいのある人に対する相談支援の質の改善状況・障がいのある人に対する相談支援体制の改善状況・障がいのある人の居住環境（貴事業所の施設環境や住まいの選択肢など）の改善状況・障がいのある人（児童）に対する医療体制（往診や訪問看護、医師の数など）の改善状況・就学前の障がいのある児童への療育や保育環境の改善状況・障がいのある児童の学校・教育環境の改善状況 など

(2) 調査結果まとめ

ヒアリングでは、「日ごろの業務や運営に対して、課題と感ずること」、「行政や制度に対する要望や意見」について、グループごとにとりまとめてもらいました。結果の概要は以下のとおりです。

【事業所の日ごろの業務や運営に関して、課題と感ずられること】

<経営・人員面>

どのサービス種別においても、人材の確保が課題となっており、特に障害児通所施設では男性の支援員が不足している状況にあります。また、夜勤が必要となる入所施設やグループホームでは特に人員不足の状況です。

計画相談では、業務量に対する報酬単価が見合わず、単独での経営が難しい状況です。また、就労継続支援 A 型では、最低賃金のアップにより利用者の賃金確保が課題となっています。

<サービスの質>

人員不足も影響し、採用時に資格や経験等について要件にすることが難しいです。人員がギリギリの状態で開催しているため、十分に研修に参加することができず、制度や社会が求められるサービスの質と提供できる質に差が出ています。内部だけでは解決できない課題や悩みを相談できる場、外部研修に参加できる体制の確保が必要と感ずている事業所が多いです。

【利用者やその家族からの事業所に対する要望について】

<利用者からの要望・その対応>

計画相談では、受診同行や書類の手続きなど全般的な相談への要望も多く、状況に応じて対応しています。障害者通所施設では、作業内容の充実やスキルアップ、賃金向上の要望が多く、訪問サービスでは、利用者からの要望とどこまで支援をすることが本人にとっての支援となるか判断に苦慮されるケースもあります。

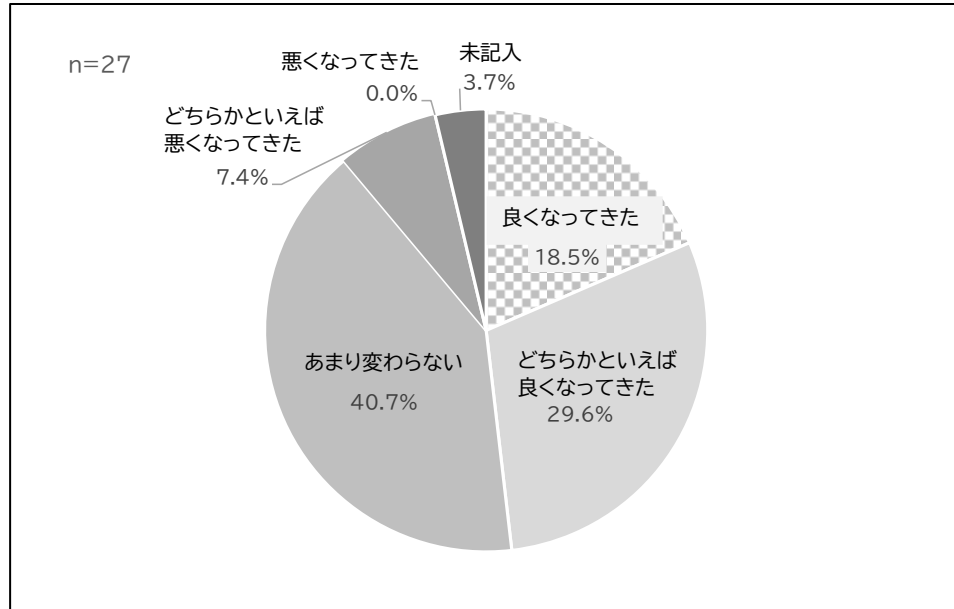
<家族からの要望・その対応>

施設やグループホームについて、親亡き後の住まいの場と考えている家族が多い状況にありますが、利用者の高齢化も進んでおり、医療や介護保険との連携についても視野に入れる必要が出てきています。障害児通所施設では、療育の場として人とのかかわり方を身に付けてほしいとの思いがある一方で、預かりの場としての利用について家族主体の要望も多い状況にあります。

【事業所の労働環境について】

過去 5 年間と比較し、勤務時間や給料等の労働環境について、あまり変わらないと答えた事業所が最も多く、次いでどちらかといえば良くなってきた、良くなってきたと続いています。具体的には勤務時間の改善や休暇の取得のしやすさ、仕事へのやりがいなどが挙げられています。

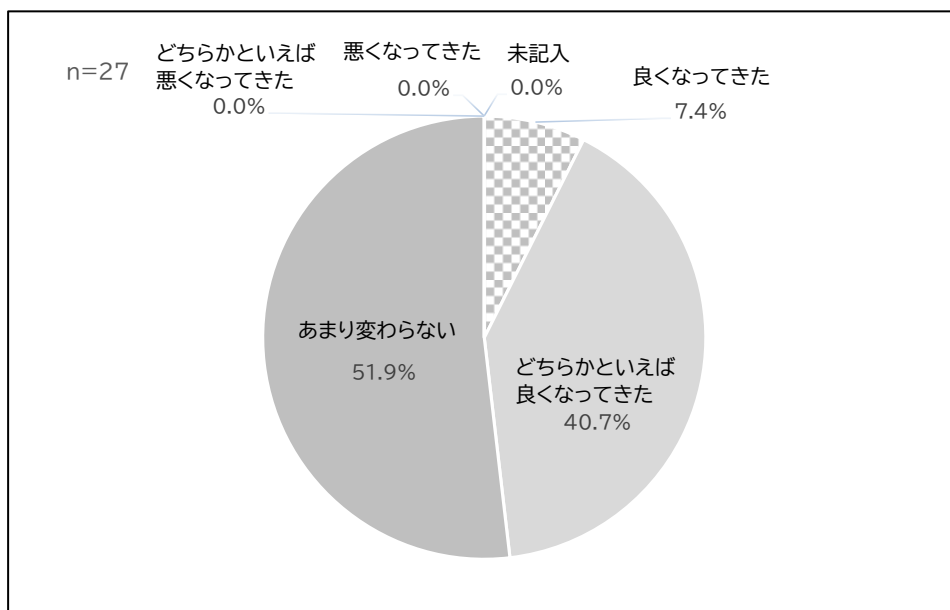
■障がいのある人の就労環境の改善状況について■



【障がいのある人に対する地域の理解や権利擁護（合理的配慮・虐待・差別）について】

過去 5 年と比較し、障がいのある人への地域の理解や権利擁護について、あまり変わらないと答えた事業所が最も多く、次いでどちらかといえば良くなってきたが続いています。地域の活動に参加することで交流を持つことができる場面がある一方で、特に目に見えない障害への理解については、まだまだ課題と感ずる場面が少なからず存在する状況にあります。

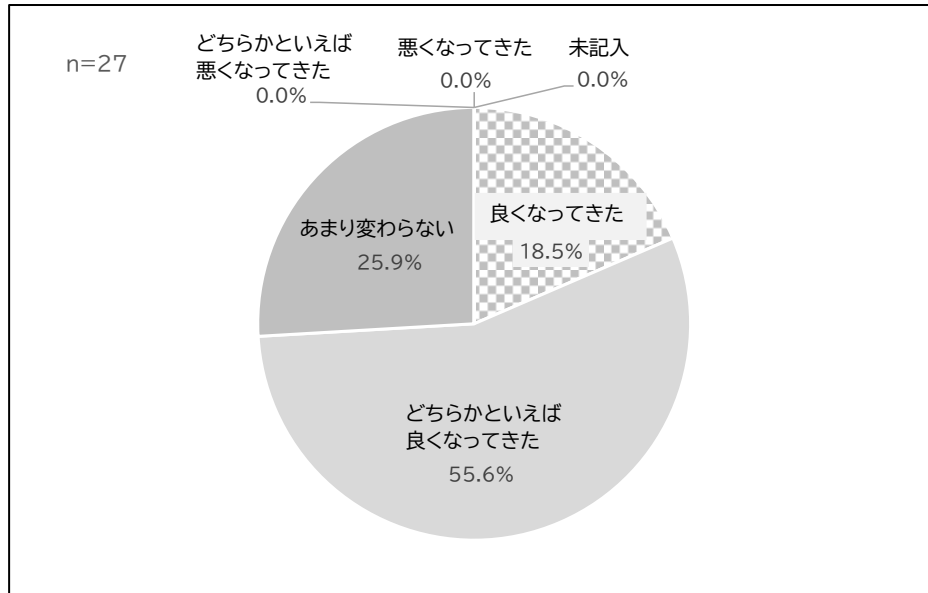
■障がいのある人への理解や権利擁護の改善状況について■



【事業所と行政や他の機関、地域との連携について】

過去 5 年と比較し、事業所と行政や他の機関、地域との連携について、どちらかといえば良くなってきたと答えた事業所が最も多くなっています。事業所間の連携については、このヒアリングを開催した事業所連絡会や自立支援協議会を通して少しずつ連携しやすくなったとの意見がある一方で、会議の時間帯によっては参加できないことも課題として挙げられています。

■事業所と行政や他の機関、地域との連携の改善状況について■



【各サービスにおける課題や要望など】

○計画相談

計画作成のための相談にはとどまらず、相談については多岐にわたることから行政機関においては、どこに相談しても対応いただけるワンストップの体制や障害福祉サービスや制度について様々な部署から支援できる職員の配置をお願いしたいです。

○施設・グループホーム

グループホームが増加したことにより、障がいのある人の住まいの選択肢は増え、入居のニーズも高まる一方で世話人の確保や、通院・買い物支援が課題となっている。施設やグループホームの利用者が入院となった場合に、職員等の付き添いが必要となる場合が多いが、医療機関の障害への理解や付き添いについて補助があるとありがたいです。

○障害児通所施設

保育園や学校における障害福祉サービスに対する理解は進んできてはいますが、支援学級を担当する職員以外にも広く制度について周知していただきたいです。町内には遊具のある公園が少ないため、子どもの遊び場を充実してほしいです。

○障害者通所施設

利用者の高齢化や障害状況の変化により、作業の内容や時間への配慮が必要となってきています。就労継続支援 A 型と B 型の課題は異なるが、福祉的な就労についてのあり方について検討を深める必要があります。

○訪問サービス

介護保険と障害福祉サービスでは、サービスを提供する目的や内容が異なってくることを念頭に置いたヘルパー間の統一したサービスの提供の難しさがあります。通所サービスを利用していない人の災害発生時の対応を明確にしてほしいです。

第3章 計画の目標設定について

1 成果目標と活動指標について

国は基本指針の中で計画策定にあたって即すべき事項として、「障害福祉サービスや支援等の提供体制の確保」について「成果目標」を設定し、これを達成するための「活動指標」を見込むこととしており、「成果目標」を設定する項目についても、基本指針の中で具体的に示し、「達成年度」や「達成割合」についても、基本とする年次や割合を示しています。

本町は、近隣市町との連携のもと、障がいのある人、障がいのある児童のニーズに応じた各種サービスを提供しているところですが、社会状況の変化にも対応すべく障害福祉サービスの一層の充実を図る必要があります。

目標や指標の設定については、町内の障害福祉サービス事業所の状況や自立支援協議会の意見等を踏まえ、国の基本指針に即したサービス、支援等の提供体制の確保策、「活動指標」としての見込量について定めることとします。

■町が定める成果目標と活動指標の関係■

成果目標	活動指標
1. 福祉施設入所者の地域生活への移行	
<ul style="list-style-type: none"> ○地域生活者の増加 ○施設入所者の削減 	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問系サービスの利用者数、利用時間数 ○生活介護の利用者数、利用日数 ○自立訓練の利用者数、利用日数 ○就労移行支援の利用者数、利用日数 ○就労継続支援の利用者数、利用日数 ○短期入所の利用者数、利用日数 ○療養介護の利用者数 ○自立生活援助の利用者数 ○共同生活援助の利用者数 ○地域移行支援、地域定着支援の利用者数 ○施設入所支援の利用者数 ○地域生活支援事業の利用実績
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
※県にて設定	<ul style="list-style-type: none"> ○保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数 ○保健、医療（精神科、その他医療機関）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数 ○保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

3. 障害者の地域生活の支援	
○地域生活支援拠点等における機能の充実	○地域生活支援拠点等の設置個所数 ○地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた検証及び実施回数
4. 福祉施設から一般就労への移行等	
○福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加 ○職場定着率の増加	○ 就労移行支援の利用者数、利用日数 ○ 就労定着支援の利用者数 ○就労移行支援事業等から一般就労への移行者数
5. 障害児支援の提供体制の整備等	
○児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 ○主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 ○医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置	○ 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数 ○ 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 障害児相談支援の利用児童数 ○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
6. 相談支援体制の充実・強化等	
○相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保	○総合的・専門的な相談支援の実施の有無 ○地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 ○地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 ○地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 ○ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 ○ペアレントメンターの人数 ○ピアサポートの活動への参加人数
7. 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	
○障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	○県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や県が町職員に対して実施する研修の参加人数 ○障害者自立支援審査支払システム等での審査結果の分析・活用、事業者や関係自治体等との共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

※活動指標の太字の項目については、第5章にて設定。

第4章 成果目標・活動指標に関する数値設定

1 福祉施設入居者の地域生活への移行促進

施設に入所している障がいのある人が、グループホームや一般住宅等に移行し、地域生活を送ることができるようになることを目指し、令和5年度における目標を設定します。

(1) 本町における現状の目標の点検

平成28年度末時点の施設入所者の5%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて令和1年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から1%以上削減することを目標として設定していましたが、地域移行者数は11.1%減少、施設入所者数は14.8%と減少と目標を大きく上回って達成しています。

項目	目標値	実績値	考え方
平成28年度末の施設入所者数：27人（A）			
地域生活移行者数（B）	2人移行	3人移行	平成28年度末の施設入所者数から5%以上移行
	-7.4%	-11.1%	移行割合（B/A）
施設入所者削減数（C）	1人減 （26人）	4名減 （23人）	平成28年度末の施設入所者数から1%以上削減
	-3.7%	-14.8%	削減割合（C/A）

(2) 第6期において国が示す基本的な考え方

1. 令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、令和1年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

※整備法による改正前の児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定施設等」という。）に入所していた者（18歳以上の者に限る。）であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの（以下「継続入所者」という。）の数を除いて設定するものとする。

2. 令和5年度末の施設入所者数を令和1年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

※継続入所者の数を除いて設定するものとする。

(3) 本町の目標設定

令和 5 年度末における施設入所者のうち、地域生活に移行する人数を 2 人以上（8.7% 減少）とし、令和 5 年度末時点の施設入所者数については、令和 1 年度末時点の施設入所者数から 1.6%削減することが基本とされていますが、新規入所者や退所者見込みを勘案し、横ばいで設定します。

項目	目標値	考え方
令和 1 年度末時点の施設入所者数：23 人		
地域生活移行者数	2 人	令和 1 年度末の施設入所者の 6 %以上が移行
	-8.7%	
新規入所者数	3 人	令和 2 年度以降に新たに入所した人の数
令和 5 年度末時点の 施設入所者数 【目標】	23 人	令和 1 年度末の施設入所者数から 1.6%削減
	0 %	

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加されました。

また、ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、町や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組が求められています。

(1) 第 5 期における本町の現状の目標の点検

本町では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の圏域設置を目標とし、自立支援協議会の精神部会を協議の場として令和 2 年度に位置づけたことから、目標を達成しています。

(2) 第 6 期において国が示す基本的な考え方

1. 精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数が令和 5 年度における精神障害者の精神病床からの退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 316 日以上とすることを基本として目標値を設定する。
2. 精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）
別表第四の一の項に掲げる式により算定した令和 5 年度末の精神病床における 65 歳以上の 1 年以上長期入院患者数及び別表第四の二の項に掲げる式により算定した令和 5 年度末の精神病床における 65 歳未満の 1 年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。
3. 精神病床における早期退院率（入院後 3 か月時点、入院後 6 か月時点、入院後 1 年時点）
令和 5 年度における入院後 3 か月時点の退院率については 69%以上とし、入院後 6 か月時点の退院率については 86%以上とし、入院後 1 年時点の退院率については 92%以上とすることを基本とする。

(3) 本町の目標設定

国の示す 1～3 の設定については、県において設定します。町においては、自立支援協議会の精神部会を保健・医療・福祉関係者による精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場として位置づけ、令和 5 年度における活動指標を設定します。

項目	目標値	考え方
協議の場の年間開催回数	3回	自立支援協議会の精神部会において協議
分野別の関係者ごとの参加者数	保健分野：2人（保健所、市町保健師等） 医療分野：2人（医師、看護師等） 福祉分野：8人（行政、相談支援事業所等） その他：4人（当事者・家族、教育・雇用等） 計 16人	
目標設定及び評価の実施回数	3回	年間活動計画の設定、実施評価を行う

3 障害者の地域生活の支援

地域に存在する社会資源を活用して、地域で安心感を持って暮らすことができるよう、相談支援の充実や一人暮らし体験の機会や場の提供、緊急時の受け入れ対応体制の確保、地域の体制づくり等の支援機能を組み合わせた地域生活支援拠点の整備を目指すとともに、その機能充実を図り、令和5年度における目標を設定します。

(1) 第5期における現状の本町の目標の点検

地域生活支援拠点等の整備に向けた協議の場の圏域設置を目標とし、自立支援協議会に拠点等整備プロジェクト部会を設置しました。部会では、圏域での整備内容の検討を行い、整備のために強化が必要な5つの機能（相談、体験の場・機会の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門性の強化、地域の体制づくり）を地域の複数の期間が分担して担う「面的整備型」の整備に取り組んできました。

部会では、基幹相談支援センターにしむろが拠点等整備の中核的な機関を担い、障がいのある人の高齢化・重度化、親亡き後にそなえ、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるための体制の整備に取り組んでいます。

項目	内容
基幹相談支援センター等機能強化事業	専従の職員2名を配置し、5つの機能のうち「相談」「専門性の強化」「地域の体制づくり」の強化のため、関係者とのネットワークづくりや相談支援専門員へのスーパーバイズ、自立支援協議会の組織の見直しなどに取り組んでいます。
地域移行のための安心生活支援事業	専従の職員1名、兼務の支援員2名を配置し、5つの機能のうち「体験の場・機会の提供」「緊急時の受け入れ・対応」の強化のため、一人暮らしを目指すケースや保護者の病気などで短期入所等の利用が想定されるケース等の利用希望者を事前に登録し、緊急時の対応が迅速に行われるよう、体験利用・緊急時対応マニュアルの作成、運用などに取り組んでいます。

(2) 6期において国が示す基本的な考え方

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

(3) 本町の目標設定

自立支援協議会の拠点等整備プロジェクト部会を地域生活支援拠点等の整備に向けた協議の場の圏域設置に向けての協議の場として位置づけ、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるための体制の整備に向け、令和5年度における活動指標を設定します。

項目	目標値	考え方
協議の場の年間開催回数	1回	自立支援協議会の拠点等整備プロジェクト部会において実施
目標設定及び評価の実施回数	1回	

4 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）及び就労定着支援事業を利用する者の一般就労への移行や定着を進めるため、令和5年度中の目標を設定します。

（1）第5期における本町の現状の目標の点検

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和1年度中に一般就労に移行する者の人数が、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本としていましたが、就労移行支援事業所から2人、就労継続支援A型事業所から1人の計3人と目標値を下回る結果となりました。
- 就労移行支援事業の利用者数については、令和1年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所が全体の5割以上とすることを目指すものとしていましたが、目標値を下回る結果となりました。
- 就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の職場定着率を8割以上とすることを基本としていましたが、令和1年度時点において利用開始から1年以上経過したものがないため、未評価とします。

項目	目標値	実績値	考え方
就労移行支援事業等利用者の一般就労への移行者の増加	6人	3人 (0.5倍)	平成28年度実績の1.5倍を基準に検討する
就労移行支援事業の利用者の増加	6人	5人	就労移行支援の利用者を平成28年度末の利用者（5名）から2割以上増加
就労定着支援1年後の就労定着率	80%	—	国の目標に準じて設定する（就労定着支援1年以上の者がいないため未評価）

(2) 第6期において国が示す基本的な考え方

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、令和1年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- 就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の職場定着率を8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

(3) 本町の目標設定

福祉施設利用者のうち、就労支援事業所等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の人数が令和1年度の一般就労に移行した人数3人の1.27倍以上を設定します。また、令和5年度における就労定着支援事業利用者数については、これまでの利用者数と一般就労移行者数を勘案し、設定します。就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合については、白浜町内に就労定着支援事業所がないことから西牟婁圏域内にある事業所について設定します。

		令和5年度	考え方
福祉施設から 一般就労への 移行者数 (実人数)	就労移行支援事業に係る 移行者数(新規)	2人	令和1年度の実績(3人)を勘案し、4人(1.33倍)と設定
	就労継続支援A型に係る 移行者数(新規)	2人	
	就労継続支援B型に係る 移行者数(新規)	0人	
就労定着支援事業所の利用者数(新規)		4人	これまでの利用者数と一般就労移行者数を勘案し、設定
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合(新規)		4事業所以上	圏域内に5事業所あることを勘案し、全体の7割以上を設定

5 障害児通所支援の提供体制の整備等

障がいのある児童やその家族への重層的な地域支援体制の構築を目指すことや、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、以下に示す目標を設定します。

（１）第１期障害児福祉計画における本町の現状の目標の点検

重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置について、圏域単位で少なくとも１か所以上を目標としており、上富田町に児童発達支援センターふうかが設置されています。また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、町内の全保育園・幼稚園・小学校・中学校での保育所等訪問支援の利用できる体制構築についても目標を達成しました。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について、圏域単位で少なくとも１か所以上を目標としており、上富田町にあるふくいく、田辺市にあるひまりの２か所が設置されています。医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については、自立支援協議会の発達支援部会において、協議の場の設置に向け取り組んでいるところです。

（２）第２期障害児福祉計画において国が示した基本的な考え方

1. 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

- ・ 令和５年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１箇所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ・ 令和５年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

2. 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

令和５年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。

3. 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和５年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１箇所以上確保することを基本とする。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

4. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

(3) 本町の目標設定

児童発達支援や重症心身障害児を支援する事業所が田辺市と上富田町に設置されており、送迎等により圏域全体をおおよそ対応できており、本町の児童も利用できる体制となっています。現在の事業所数で不足する状況となった場合については、町内での事業所の確保の必要性について検討しますが、第6期の見込みについては西牟婁圏域内の設置数を設定します。

	令和1年度	令和5年度
	実績	見込み
児童発達支援センターの設置数	1か所	1か所
保育所等訪問支援事業所数	2か所	2か所
重症心身障害児を対象とした児童発達支援事業所数	2か所	2か所
重症心身障害児を対象とした放課後等デイサービス事業所数	2か所	3か所
医療的ケア児支援のための協議の場（設置数）	自立支援協議会発達支援部会にて、検討中	令和3年度中に1か所設置する
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	圏域単位で検討中	令和5年度末までに1名を配置する

6 相談支援体制の充実・強化等【新設】

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援及び地域の相談支援を充実するため、また、地域の相談支援体制の強化を図るため、以下に示す目標を設定します。

(1) 第2期障害児福祉計画において国が示した基本的な考え方

令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、別表第一の九の表各項に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

(2) 本町の目標設定

令和2年度に基幹相談支援センターにしむろを設置し、圏域単位で相談支援体制の充実・強化に取り組んでいます。第6期の見込みについては、和歌山県人材育成部会相談支援分科会に報告した毎年11月分の活動件数に12か月を乗じた件数を圏域単位で設定し、基幹相談支援センターにしむろの実績を成果目標として設置します。また、発達障がいのある人やその家族への支援の一層の充実における活動指標の数値目標は設定せず、自立支援協議会において検討します。

		令和2年度	令和5年度
		実績	見込み
総合的・専門的な相談支援の実施有無		有	有
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	168件	200件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	96件	120件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	348回	400回

活動指標	内容
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	発達障がいのある人やその家族への支援のため、和歌山県が養成したペアレントメンターを活用するとともに、支援プログラムの実施、ペアレントメンター養成等について、自立支援協議会において検討する。
ペアレントメンターの人数	
ピアサポートの活動への参加人数	

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新設】

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援及び地域の相談支援を充実するため、また、地域の相談支援体制の強化を図るため、以下に示す目標を設定します。

(1) 第2期障害児福祉計画において国が示した基本的な考え方

令和5年度末までに、別表第一の十の表各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

(2) 本町の目標設定

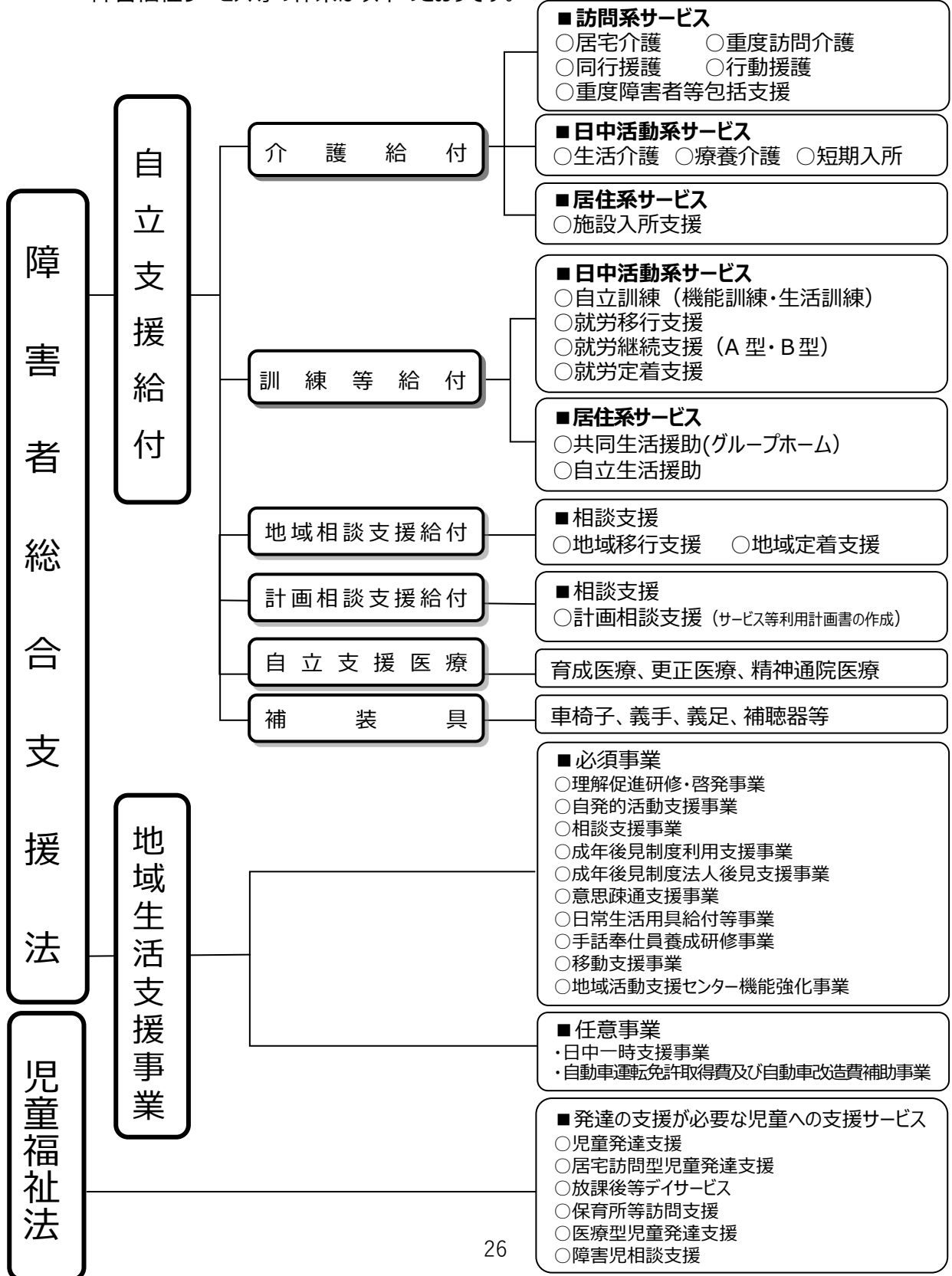
令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させる取組に係る体制を構築するため、以下に示す目標を設定します。

	令和5年度
	内容
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	障害福祉サービスを担当する職員全員が年1回以上、県または自立支援協議会の開催する各種研修に参加する。
「障害者自立支援審査支払等システム」による審査結果の共有	国保連合会の支払いシステムの審査結果を活用し、請求過誤等の当該事業所への指導等を行うとともに、他の事業所や圏域市町で共有する必要があるものについては、自立支援協議会等の組織を活用し、年1回、情報の共有等に努め、事業所のサービス等の質を向上に取り組む。
指導監査結果の共有	県の実施する白浜町内にある障害福祉サービス事業所への指導監査に本計画期間内に1事業所以上同席する。

第5章 障害福祉サービスの活動指標

1 障害福祉サービス等の体系

障害福祉サービス等の体系は以下のとおりです。



障害福祉サービス等提供事業所からの請求情報をもとに、年度別に給付実績を算出（※）し、第5期障害福祉計画の点検を実施し、本計画の活動指標を以下のとおり設定します。

※地域生活支援事業以外のサービスは、和歌山県国民健康保険団体連合会の請求明細の各年度の提供月分の月平均値、地域生活支援事業は町への直接請求明細から算出（令和2年度については4月から7月提供分）

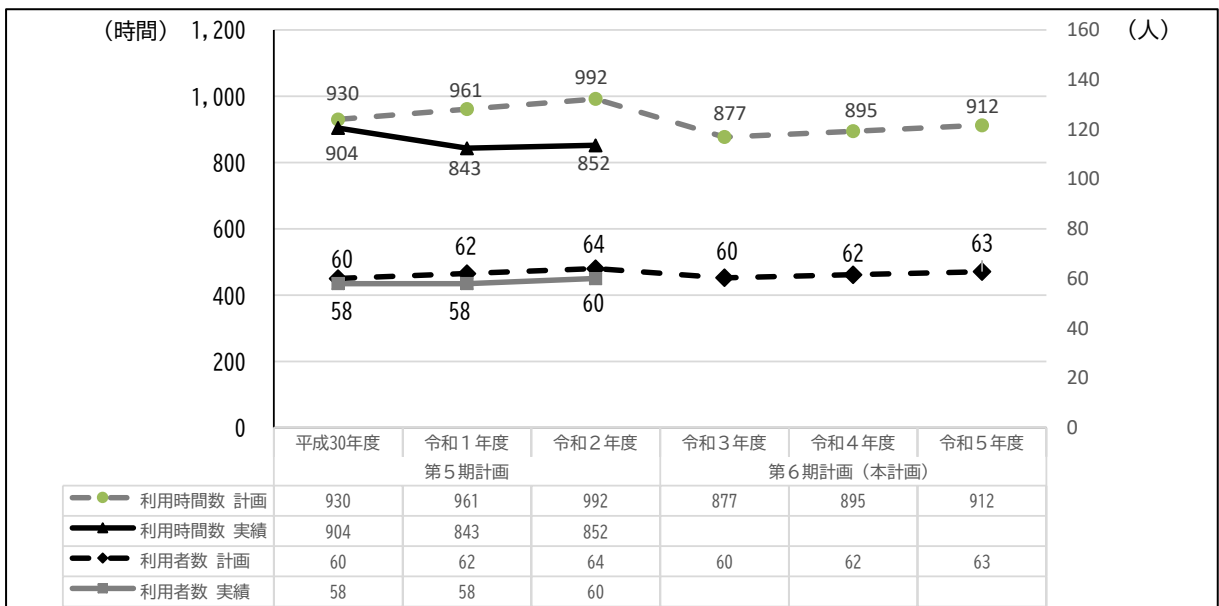
2 訪問系サービス

●居宅介護（重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護を含む。）

居宅介護（ホームヘルプ）の支給が必要と判断された障がいのある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。

第5期は、利用数、利用時間ともに計画値を下回っており、令和1年度の利用時間は計画値に対して87.8%となっています。

本計画は、第5期におけるこれまでの実利用者数及び一人あたりの平均利用時間数、介護保険への移行を勘案して設定します。



※ 1月あたり

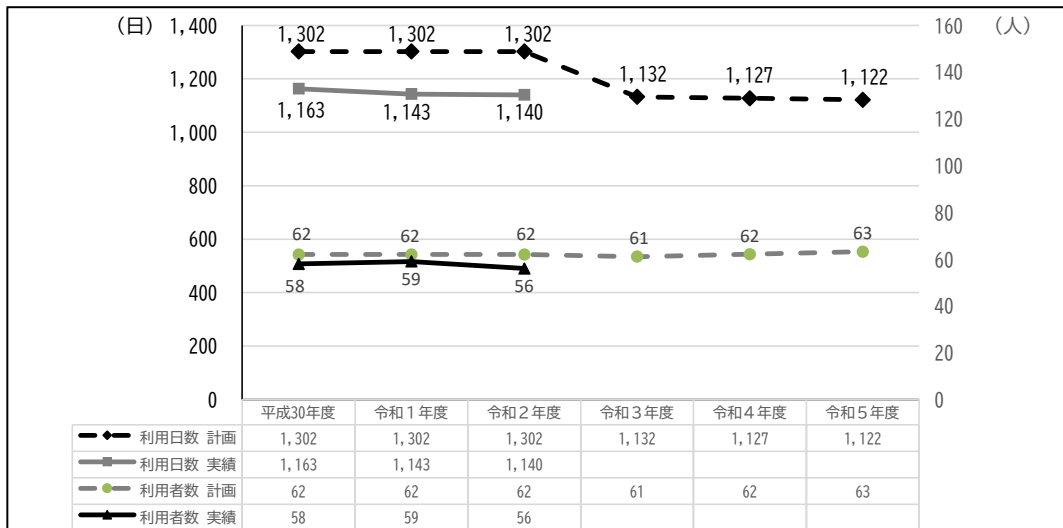
【訪問系サービスにおける確保の方策】

- 町全体の高齢化に伴い、親亡き後の障がいのある人を支えるサービスとして重要な部分を担っていることから、障がいのある人の心身状況や障害支援区分における支給決定基準だけでなく、同居する家族の状況や住んでいる地域の環境等も勘案し、適正な支給決定を行います。
- 障害福祉サービス利用者全体が高齢化していることから、介護保険制度への円滑な移行や高齢者福祉事業との連携を図ります。
- 同行援護を利用している人は高齢者が大半を占めており、介護保険サービスと併給している場合が多いため、介護保険サービスに従事する職員と障害福祉サービスに従事する職員の相互理解や各制度の周知啓発に努めます。

3 日中活動系サービス

●生活介護

常時介護が必要であり、障害支援区分3（施設入所支援利用者は4）以上である人、または50歳以上で障害支援区分2（施設入所支援利用者は3）以上である人に対して、昼間に入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。第5期計画では横ばいを見込んでいましたが、利用者数、利用日数とも計画値を下回っています。利用者数は微増、利用日数は微減で設定します。

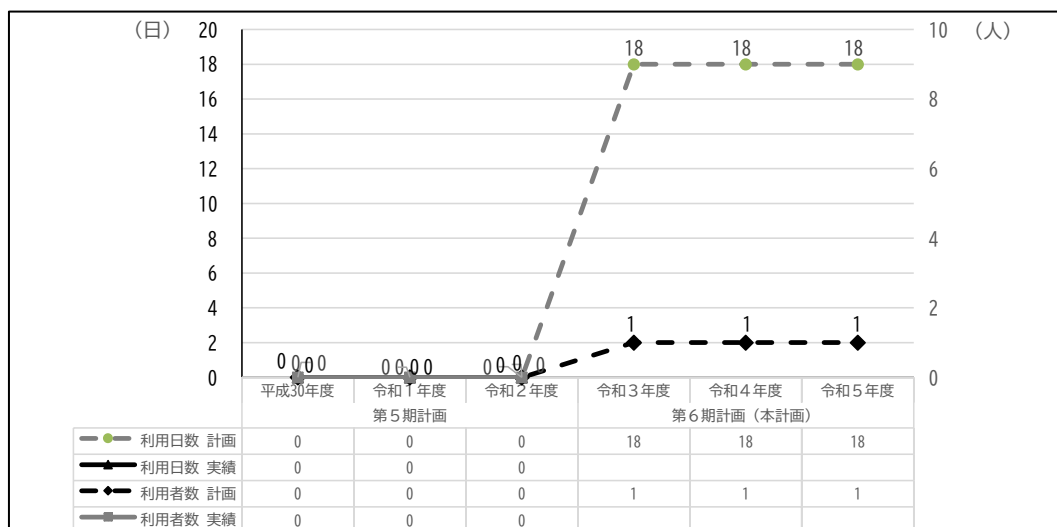


※ 1月あたり

●自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

西牟婁圏域には介護保険併設型の事業所が開設されましたが、白浜町からの利用者はない状況にあるため、各年度に1名が利用することを想定し設定します。

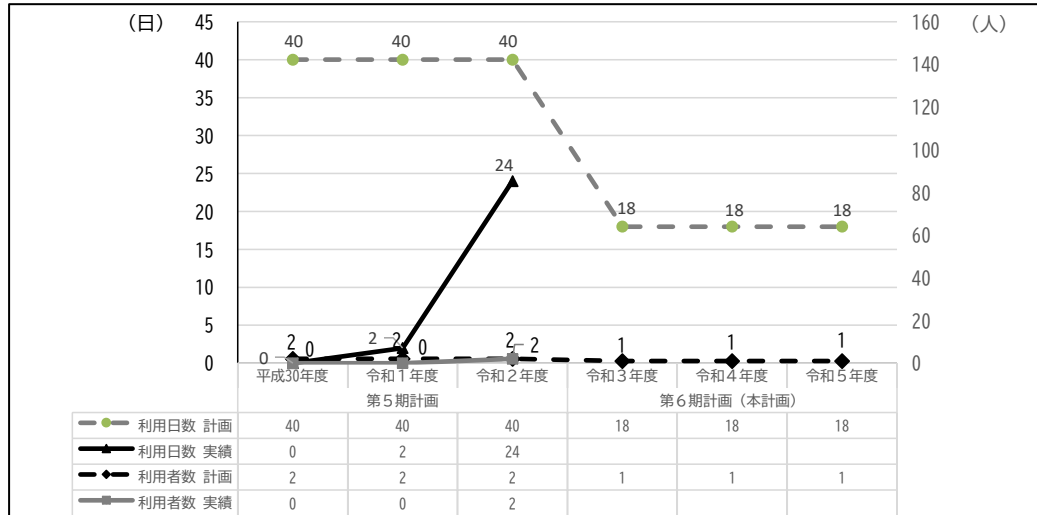


※ 1月あたり

● 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

西牟婁圏域には1事業所ありますが、主に高等学校卒業後の進路となることから、各年度に1名が利用することを想定し設定します。

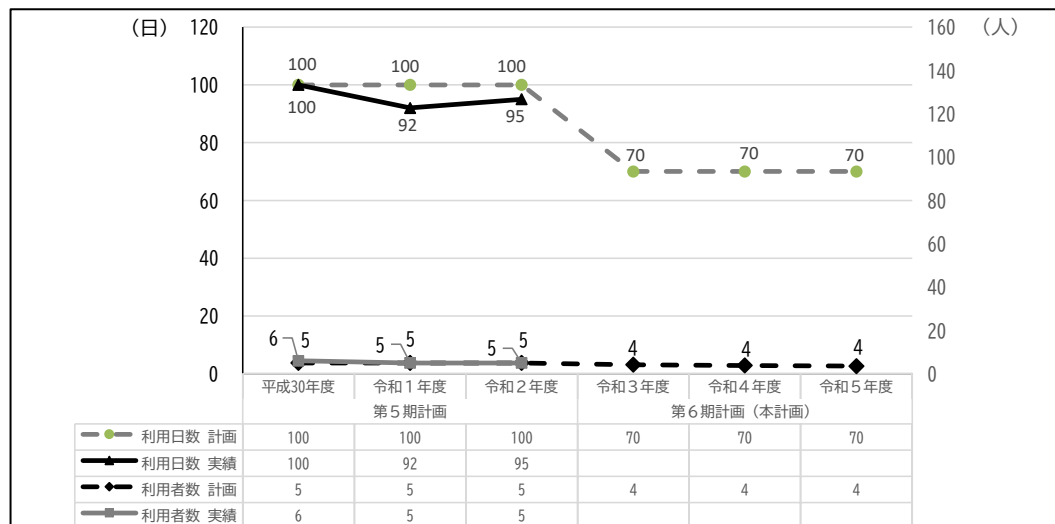


※ 1月あたり

● 就労移行支援

一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の障がいのある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

利用期間に制限があることや就労移行を経ずに一般就労する方もいるため、第5期計画の実績を勘案し、横ばいで設定します。

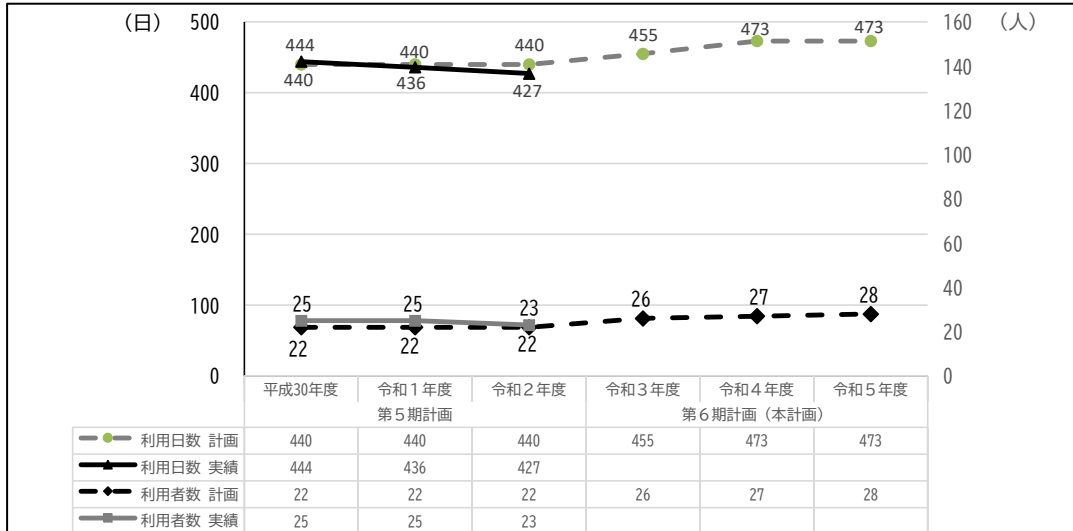


※ 1月あたり

●就労継続支援 A 型

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障がいのある人（利用開始時 65 歳未満）に、雇用に基づく就労機会の提供や、一般雇用に必要な知識・能力を修得するための訓練を行うサービスです。

第 5 期計画期間中に白浜町内に 3 事業所開設され、西牟婁圏域においても事業所が増加していることを勘案し、利用者数、利用日数ともに微増で設定します。

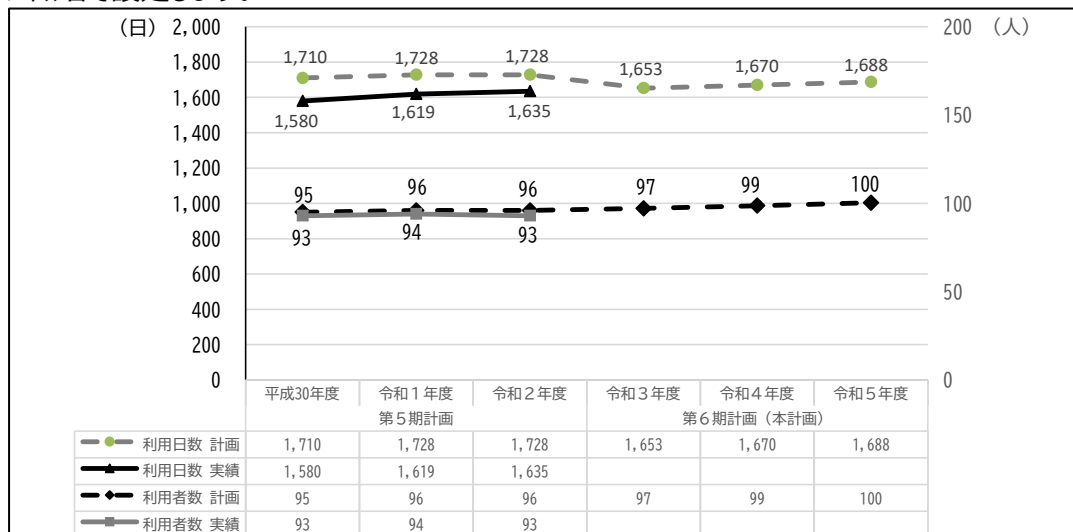


※ 1 月あたり

●就労継続支援 B 型

一般企業等での就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人等に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力を修得するための訓練を行うサービスです。

第 5 期計画の実績及び障がいのある人の増加と高齢化を勘案し、利用者数、利用日数ともに微増で設定します。

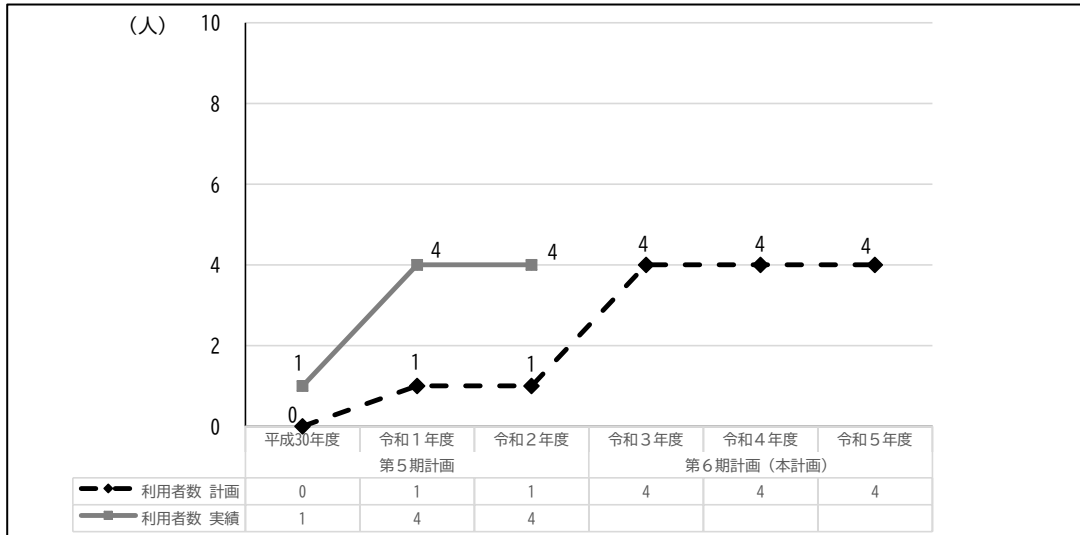


※ 1 月あたり

●就労定着支援

就労移行支援事業所等を利用して一般就労した者の就労を継続するために、企業や障害福祉サービス事業者、医療機関等の連絡調整や就労に伴い生じる相談、指導及び助言等の支援を行うサービスです。

就労移行支援の利用状況等を勘案し、利用者数を横ばいで設定します。

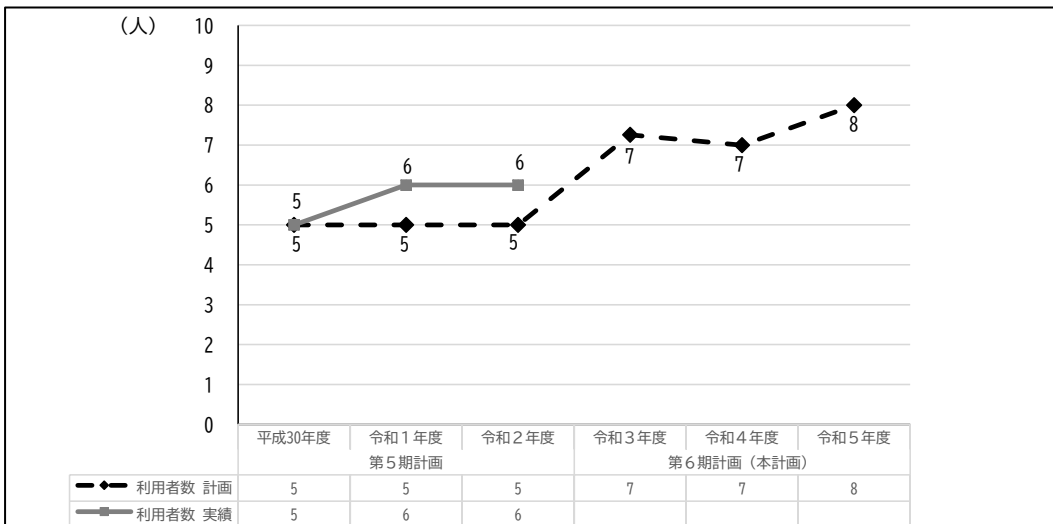


※ 1月あたり

●療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関において機能訓練・療養上の管理・看護・介護及び日常生活全般の支援を行うサービスです。

第5期計画の実績を勘案し、微増で設定します。



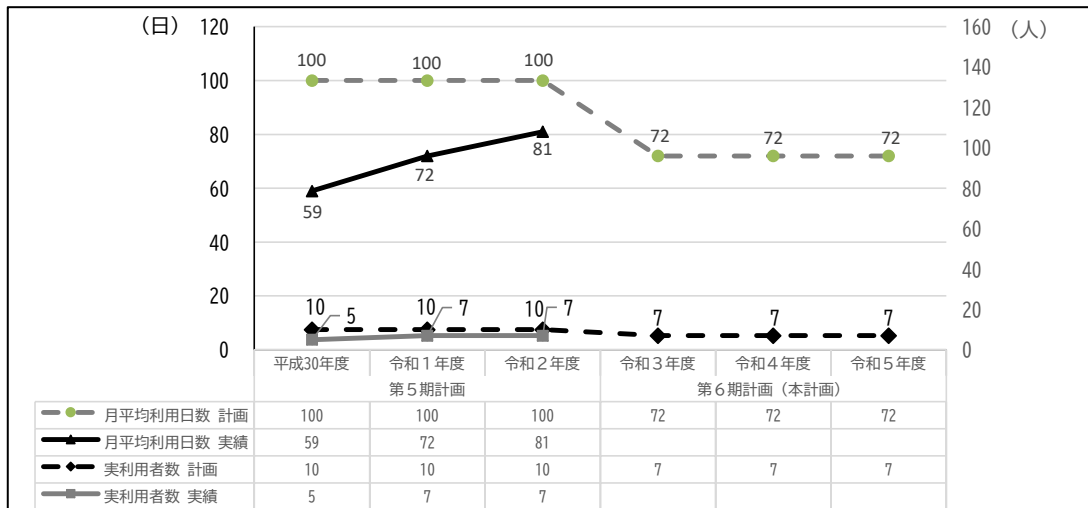
※ 1月あたり

●短期入所

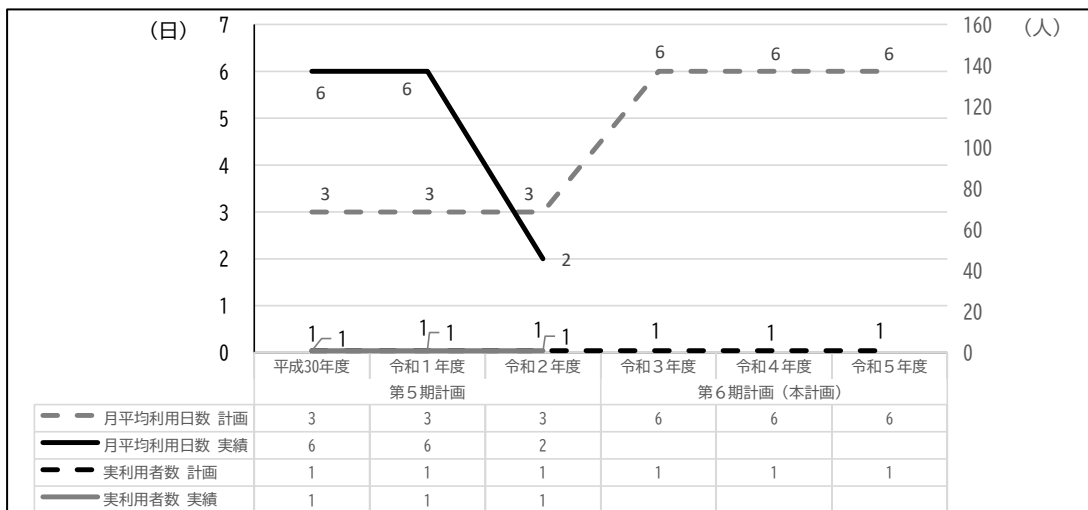
自宅で生活している障がいのある人を介助（介護）する人が病気等の理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービスです。

福祉型短期入所、医療型短期入所ともに、各事業所の利用定員や実績を踏まえ、横ばいで設定します。

■福祉型短期入所



■医療型短期入所



【日中活動系サービスの確保の方策】

- 行政機関においては、障がいのある人の経済的自立を進める観点から、障害者優先調達推進法に基づき優先契約発注を行い、福祉的就労の充実を支援します。
- A型事業所や障害者雇用の増加に伴い、就労の選択肢が増えたことから障がいのある人と事業所が円滑に雇用へつながるよう、ハローワークや委託相談支援事業所、紀南就業・生活支援センター等との連携体制の確保に努めます。

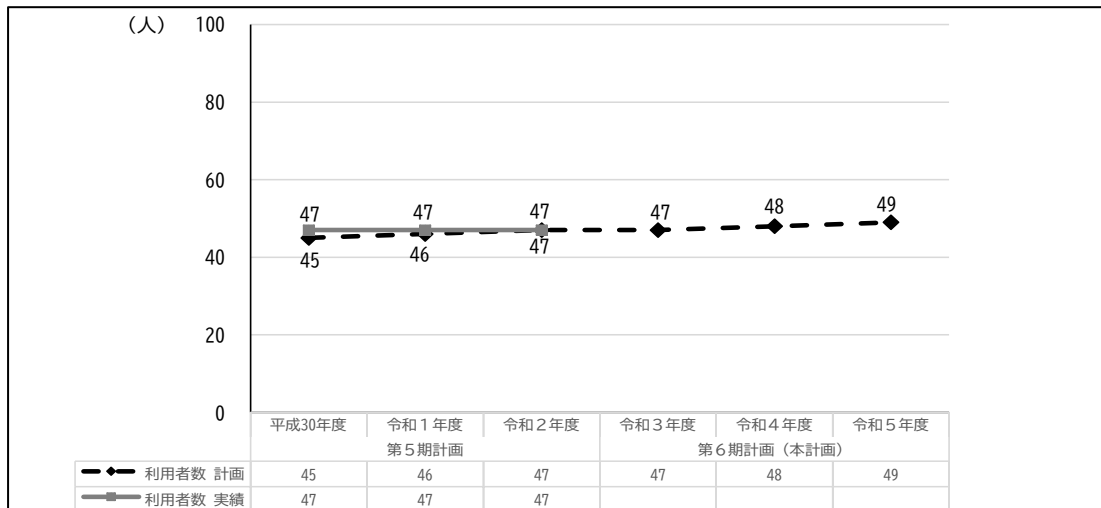
○県や自立支援協議会、基幹相談支援センターと連携しながら障害の特性を理解に関する研修会開催や人材の確保・育成、サービスの質の向上に努めるなど、既存のサービス提供事業者における体制を強化し、一人ひとりのニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

4 居住系サービス

● 共同生活援助（グループホーム）

日常生活に援助を必要とする障がいのある人を対象に、地域において共同生活を営む住居を提供し、自立した日常生活に向けて支援を行うサービスです。

第5期計画の利用実績は横ばいですが、新たなグループホームの開設やニーズの高まりが見込まれるため、微増で設定します。

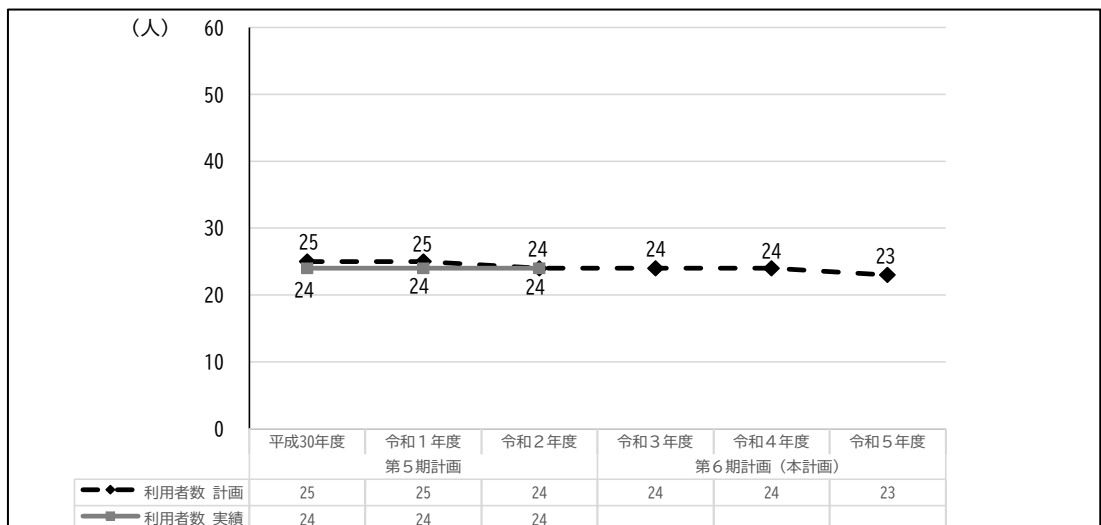


※ 1月あたり

● 施設入所支援

生活介護を受けている障害支援区分4（50歳以上は3）以上の在宅での生活が困難な人等に対し、施設において入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービスです。

国の目標値では、令和1年度末時点の施設入所者の1.6%以上を削減とされていますが、設備面や職員確保の面で移行先の整備を早急に実施することは困難であるため、1名減少で設定します。

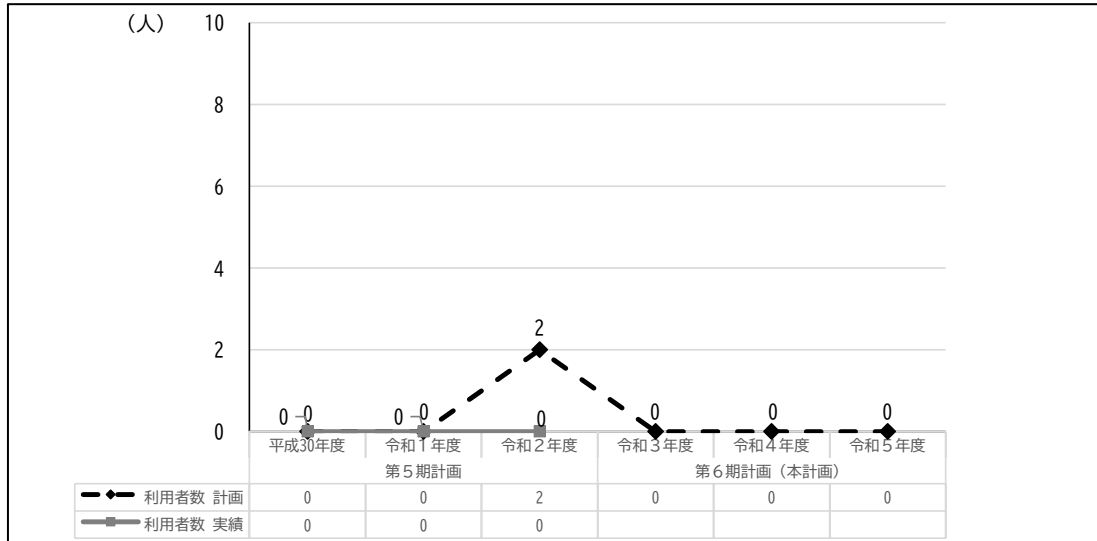


※ 1月あたり

● 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人への理解力、生活力等を補う観点から、適切な支援を行うサービスです。

西牟婁圏域において実施している事業者がないため、利用見込みは0名と設定し、自立支援協議会等を通してニーズの把握に努めます。



※ 1月あたり

【居住系サービスの確保の方策】

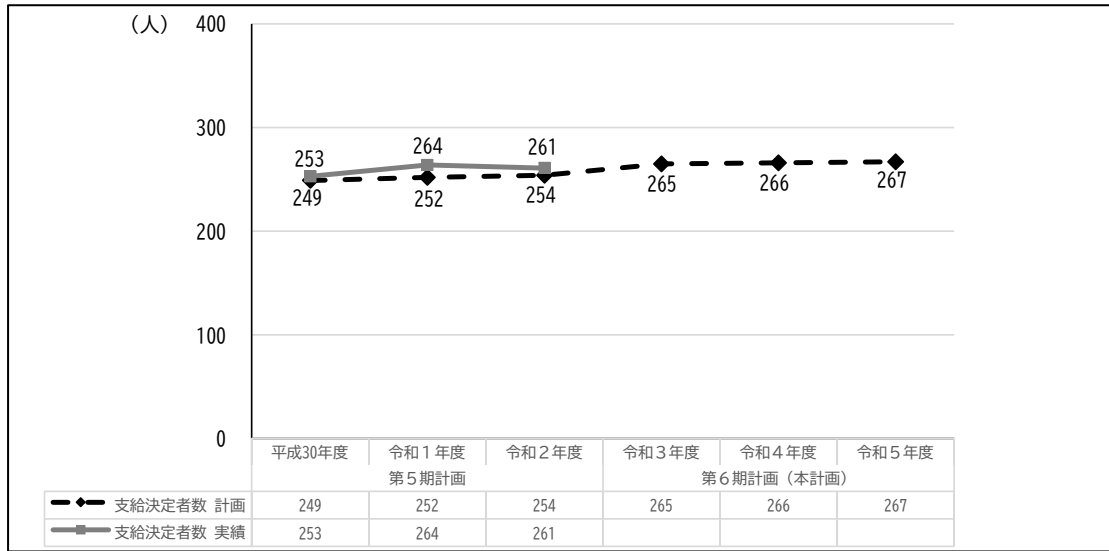
- 町全体の高齢化に伴い、親亡き後の障がいのある人を支えるサービスとして重要な部分である一方で、夜間支援等により職員の確保が課題となっていることから、職場見学や体験、等の人材の確保に努めます。
- 西牟婁圏域においてもグループホームは増加していますが、トイレや浴室など一部共同であることや段差があること等が、障がいのある人の入居条件の課題となっていることから、バリアフリーや完全個室等、個々のニーズに合ったグループホームについて検討します。
- 障害者入所施設やグループホームも地域の一部であるという認識を持ち、町内会の避難訓練への参加や交流の場を確保し、周辺住民の障害への理解啓発に努めます。

5 相談支援

● 計画相談支援

障害福祉サービスの支給決定を受けた障がいのある人が、対象となる障害福祉サービスを適正に利用できるよう、支給決定を受けた障がいのある人の心身状況やおかれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情等を勘案し、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行うサービスです。

本計画では支給決定者数100%を継続(ケアプラン、セルフプランを含む)するよう設定します。

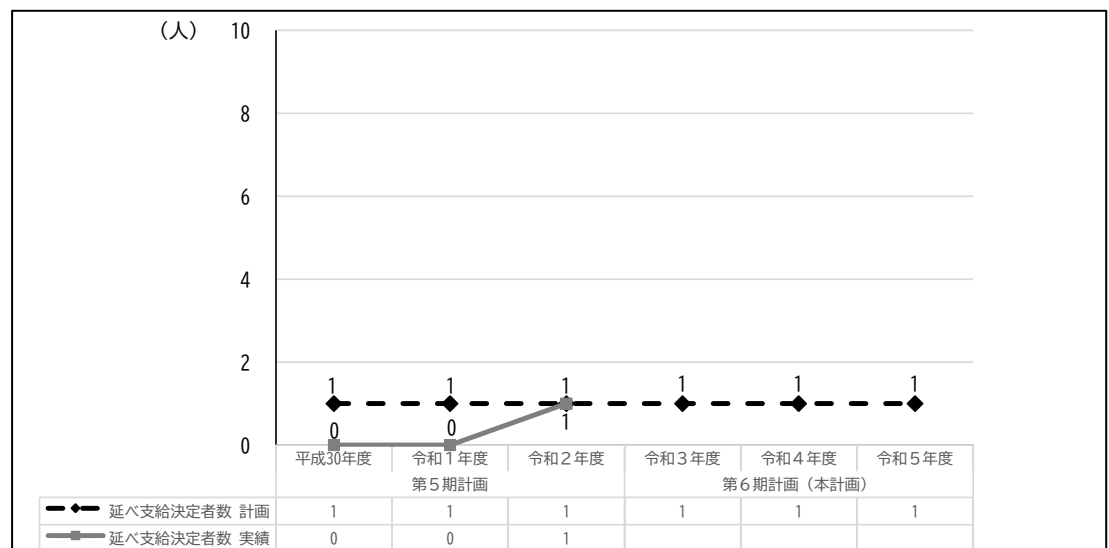


※各年9月末時点

● 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がいのある人、または精神科病院に入院している精神障がいのある人を対象に、地域における生活に移行するための相談や、住居の確保等の支援を受けることのできるサービスです。

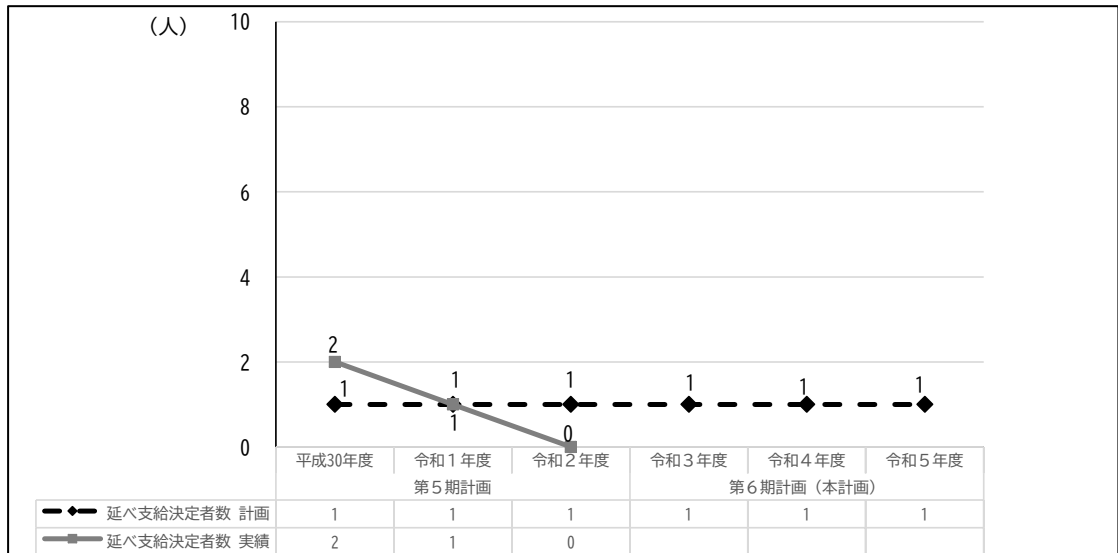
地域移行支援を利用することなく、委託相談の支援等により退院することが多いことから第5期においてほぼ利用はありませんでしたが、各年度1名の利用を設定します。



●地域定着支援

施設や病院から地域生活へ移行した障がいのある人や、一人暮らしへと移行した障がいのある人等が安定的に地域生活を営めるよう、障害特性に起因して生じる緊急の事態等に、常時相談等対応に必要な支援を受けることのできるサービスです。

第5期計画において最大2名の利用がありました。地域定着支援を利用することなく、委託相談の支援等により対応していることが多いことから各年度1名の利用を設定します。



【相談支援の確保の方策】

- 令和2年度に基幹相談支援センターにしむろを開設し、自立支援協議会相談支援部会（寄り合い会）において、課題検討を開始したことから障がいのある人やその家族が気軽に相談できる支援体制の確保や情報の発信、障害への理解啓発及び権利擁護に努めます。
- 令和3年度に西牟婁圏域の委託相談支援事業が圏域化し、8名の相談支援専門員が西牟婁圏域障害児・者相談センターにじのわに配置されることから地域全体の課題抽出や近隣市町と相談支援専門員との連携強化に努めます。
- サービス更新時に作成される計画やモニタリングを利用者とその家族、そして行政担当者や障害福祉サービス提供事業所担当者等とともに見直しを行うことで、一人ひとりのニーズに合ったサービスの提供につながる計画相談支援の確保に努めます。

6 地域生活支援事業

(1) 必須事業

●理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる生活のしづらさを除去するため、地域住民の方へ障害等に関する理解を深めるための研修や啓発を行い、共生社会の実現を図る事業です。

これまでは白浜町障がい児・者相談支援室ぼらんちに委託し、研修会の開催等を実施してきましたが、委託相談支援事業が令和3年度以降圏域化することから、本事業についても圏域化について検討を行いつつ、引き続き事業の実施に努めます。

●自発的活動支援事業

障がいのある人が自分に自信を持ち、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のために社会に働きかける等の活動を支援する事業です。

これまでは白浜町障がい児・者相談支援室ぼらんちに委託し、既成の障害福祉サービスの利用が困難な人等へ個別のニーズに合うプログラムの提供等の取組を行ってきましたが、委託相談支援事業が令和3年度以降圏域化することから開所方法を変更するため、計画値は設定せず本事業の圏域化について検討を行いつつ、引き続き富田駅に併設されている紀伊富田みのり館において事業の実施に努めます。

単位（年間あたり）	第5期計画		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度
延べ人数	334人	317人	93人
登録者数	23人	28人	30人

※各年度末時点（令和2年度については9月末時点）

●相談支援事業

平成23年度に白浜町障がい児・者相談支援室ぼらんちを開室し、障がいのある人や介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、地域のネットワークづくりを行うための事業を実施してきました。

令和3年度に西牟婁圏域の委託相談支援事業が圏域化し、専従8名の相談支援専門員が西牟婁圏域障害児・者相談センターにじのわに配置されることから地域全体の課題抽出や近隣市町と相談支援専門員との連携強化に努めます。

■ ぼらんち利用実人数の推移 ■

(単位：人)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和 1 年)
障害者	203	189	202	158
障害児	54	67	55	62
計	257	256	257	220

※各年度末現在

● 成年後見制度利用支援事業

平成 24 年度から成年後見制度の利用を促進するため、成年後見制度の申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部、または一部を助成する事業を実施しています。

令和 2 年度には、1 名の報酬助成を行いました。本計画においては、事業対象となる方の実態把握に努めます。

● 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行う事業です。関連事業として、平成 26 年度から、成年後見支援センターの運営を社会福祉協議会に委託し、専門職による相談支援体制を構築することで成年後見制度（法人後見事業を含む）における相談・申立支援から法人後見の受任までを一体的かつ総合的に実施しています。

本計画においては一部事業委託も視野に事業実施に向け検討します。

● 地域活動支援センター等機能強化事業

障がいのある人に対し、創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。平成 27 年度から白浜コスモス福祉会に委託し、白浜町地域活動支援センター白浜駅前コミュニティプラザを開設しています。

障がいのある人のニーズに把握に努め、本計画も、引き続き事業の実施を行います。

単位（年間あたり）		第 5 期計画			第 6 期計画（本計画）		
		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
延べ人数	計画	—	—	—	1,152	1,152	1,152
	実績	1,077	1,227	453			
実利用人数	計画	—	—	—	42	42	42
	実績	35	42	33			

※各年度末時点（令和 2 年度については 9 月末時点）

●日常生活用具給付事業

点字を使用して情報入手をしている視覚障がいのある人に対して、点字図書を給付する事業や重度障がいのある人であり、かつ当該用具を必要とする人に対し、ストーマ等の日常生活用具を給付する事業です。第5期計画では、計画と実績の乖離があるサービスがあったため、実績を踏まえて設定します。

給付者数		第5期計画			第6期計画（本計画）		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具(特殊寝台など)	計画	2	2	2	2	2	2
	実績	2	1	0			
自立生活支援用具(入浴補助用具など)	計画	5	5	5			
	実績	0	5	0			
在宅療養等支援用具(電気式たん吸引器など)	計画	4	4	4			
	実績	3	3	1			
情報・意思疎通支援用具(盲人用時計など)	計画	4	4	4			
	実績	5	5	6			
排泄管理支援用具(ストーマ器具など)	計画	80	82	84			
	実績	79	87	75			
住宅改修費	計画	2	2	2			
	実績	1	0	0			
合計	計画	97	99	101			
	実績	90	101	82			

※各年度末時点（令和2年度については9月末時点）

●意思疎通支援事業

聴覚・言語機能に障がいのある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業を通して、意思疎通の仲介等のコミュニケーション支援を行うサービスです。

第5期では、計画の半数以下の利用人数でしたが、本計画は実績を踏まえ設定します。

単位（年間あたり）		第5期計画			第6期計画（本計画）		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数	見込み	4	4	4	2	2	2
	実績	2	2	1			
利用件数	見込み	15	15	15			
	実績	11	30	10			

※各年度末時点（令和2年度については9月末時点）

●手話奉仕員養成事業

手話の学習経験がない者等を対象に、聴覚障害、聴覚障がいのある人の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深め、手話で日常会話を行うに必要な技術を取得するための講座を開催し、手話奉仕員を養成する事業です。

養成カリキュラムのハードルが高く、町単位では参加者の確保及び開催の企画が困難であることから令和3年度からみなべ町・上富田町と3町合同での事業実施について検討します。

●移動支援事業

屋外での移動が一人では困難な障がいのある人等に対し、社会参加を促進するためヘルパー等を派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。

第5期計画の実績を勘案し、横ばいで設定します。

単位（年間あたり）		第5期計画			第6期計画（本計画）		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数	見込み	18	18	18	27	30	32
	実績	23	25	16			
時間数	見込み	756	756	756	816	882	952
	実績	700	756	220			
1人あたりの月平均利用時間数		30.4	30.2	13.8	30.0	29.9	29.7

※各年度末時点（令和2年度については9月末時点）

（2）任意事業

●日中一時支援事業

障がいのある人や発達障害の支援が必要な児童に対して、日中における活動の場の提供（日中デイサービス）や日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図る事業（日中ショート）です。

第5期計画の実績を勘案し、微増で設定します。

単位（年間あたり）		第5期計画			第6期計画（本計画）		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中デイサービス 実利用人数	見込み	—	—	—	30	32	34
	実績	24	26	28			
日中ショート 実利用人数	見込み	—	—	—	14	15	16
	実績	12	14	7			

※各年度末時点（令和2年度については9月末時点）

【地域支援事業の確保の方策】

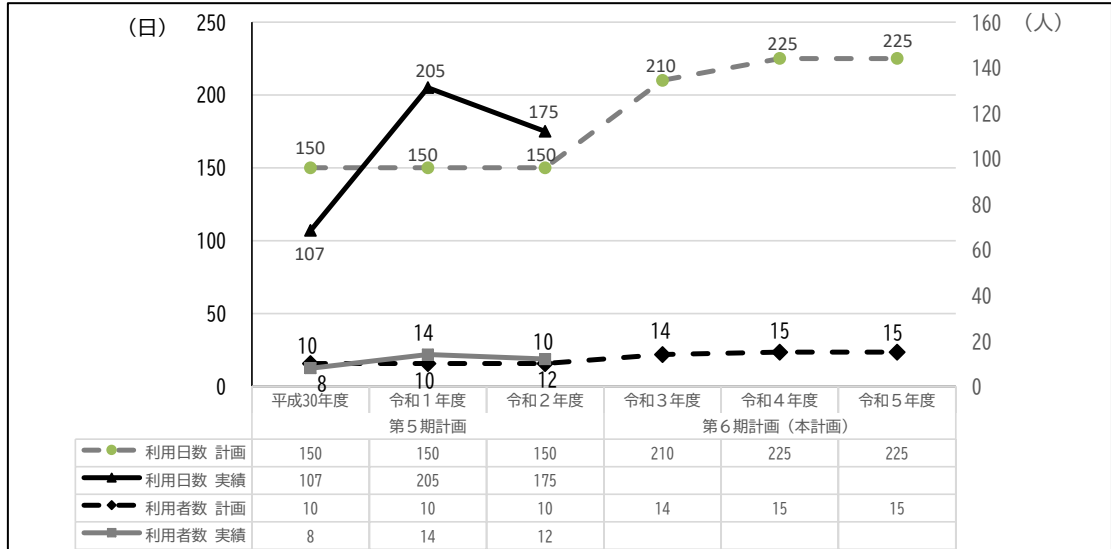
- 関係機関や周辺市町と連携し、事業実施に努めます。
- 障がいのある人が安定した日常生活を送ることができるよう、事業の周知を図るとともに、障害の特性に合わせたサービスの実施及び給付に努めます。
- 障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、専門性の高い相談支援事業や専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業を実施するなど、既存のサービス提供事業者における体制を強化し、一人ひとりのニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

7 発達の支援が必要な児童への福祉サービス

● 児童発達支援

発達の支援が必要な小学生未満の児童に対し、日常生活に必要な基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等、専門的な支援を行うサービスです。

第5期計画において最大14名の利用があったことなどの実績を勘案し、微増で設定します。

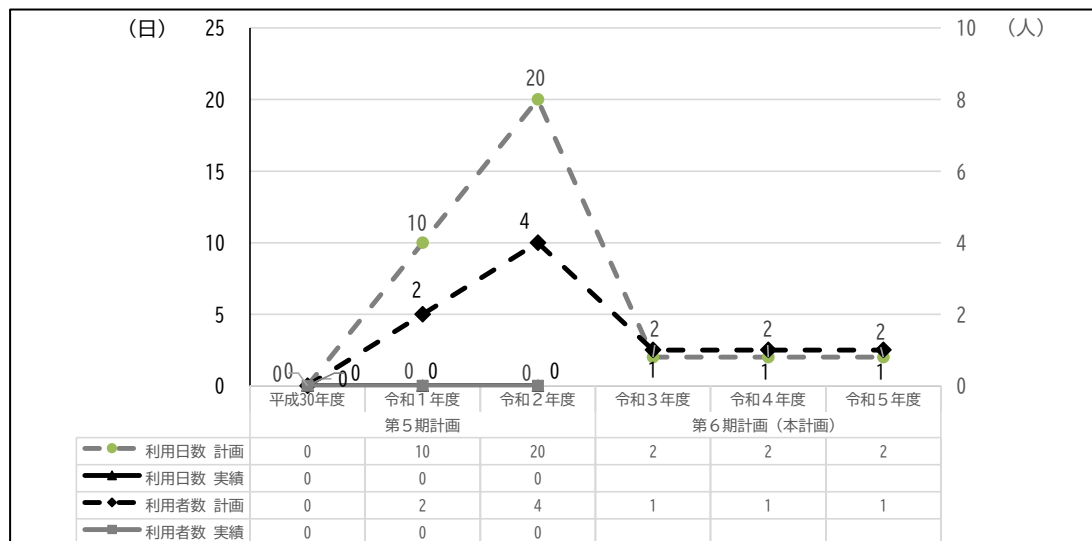


※ 1月あたり

● 居宅訪問型児童発達支援

外出をすることが困難な重度の発達の支援が必要な児童に対し、居宅を訪問して基本的な動作の指導、知識技能付与などの支援を行うサービスです。

西牟婁圏域においては1事業所が実施していますが、第5期計画では利用はなかったため、本計画では、各年度1名を設定します。

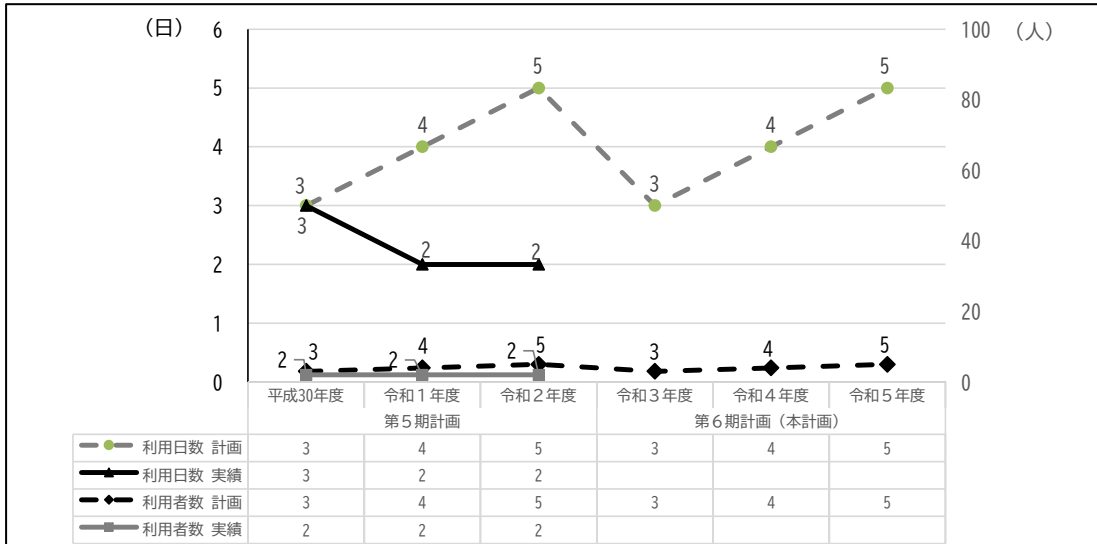


※ 1月あたり

●保育所等訪問支援

発達の実支援が必要な児童の通園する保育所や学校等に作業療法士等の専門職が訪問し、集団生活への適応訓練等、専門的な支援を行うサービスです。

学校や保育所等へも周知されてきているとともに、ニーズの高まりが見込まれることから利用者数は微増で設定し、利用日数については月1回程度の訪問が一般的になってきていることから利用者数の見込みに合わせ設定します。

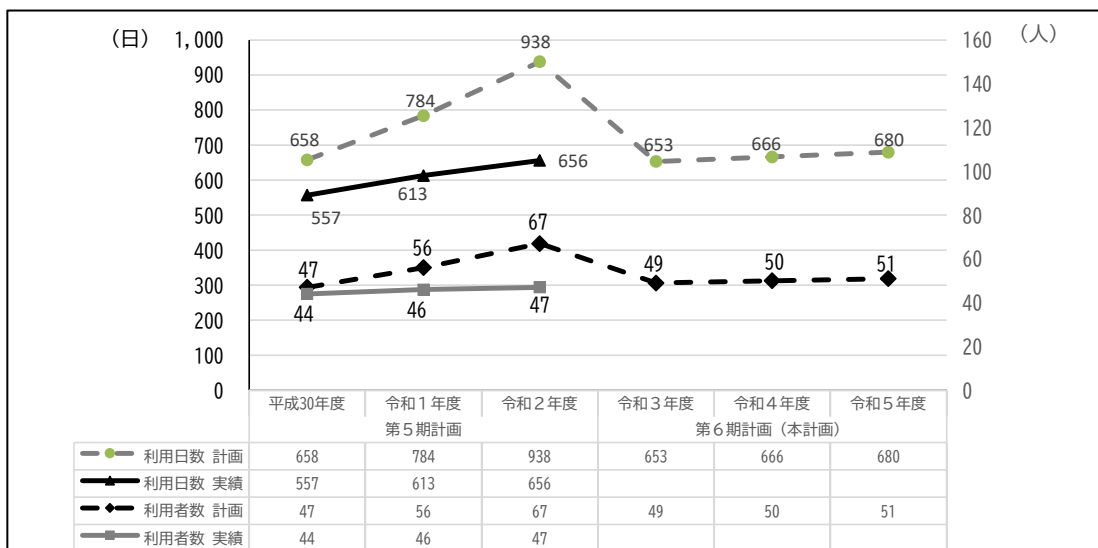


※ 1月あたり

●放課後等デイサービス

小・中・高等学校の授業終了後や、休日に生活能力の向上に必要な訓練や支援を行うサービスです。

第5期計画では計画を下回る実績であるとともに、伸び率も計画より緩やかであることから、実績を踏まえて微増で設定します。



※ 1月あたり

●障害児入所施設

発達支援が必要な児童の保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。

申請窓口は紀南児童相談所であることから、計画値は設定せず状況の把握に努めます。

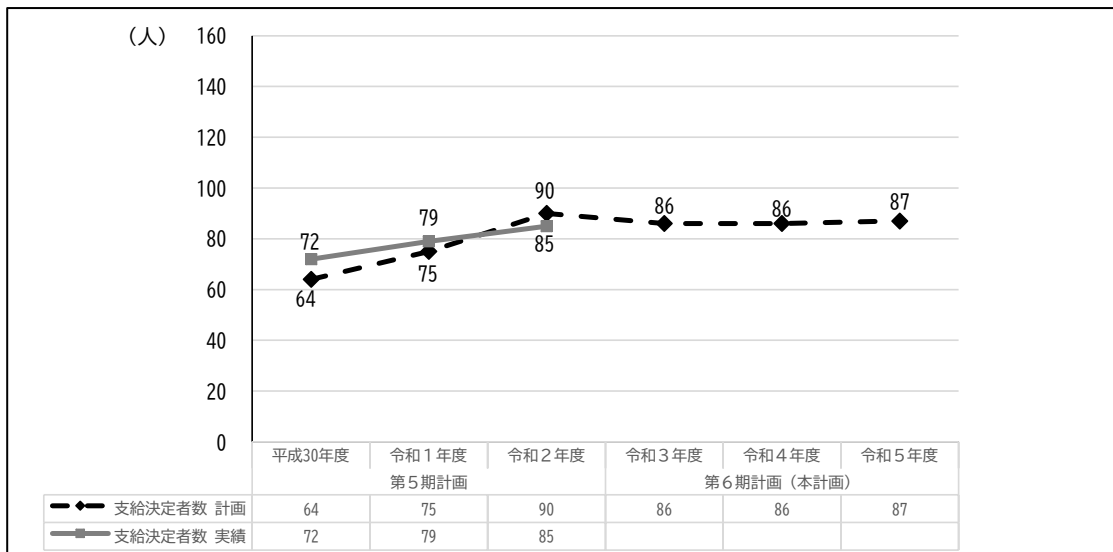
単位（年間あたり実績 人数）	第5期計画		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度
福祉型	1	1	0
医療型	1	0	0

※資料：紀南児童相談所調べ

●障害児相談支援

児童発達支援・放課後等デイサービス等の支給決定を受けた児童とその保護者が、対象となる発達支援が必要な児童への支援サービスを適正に利用できるよう、その児童の心身状況やおかれている環境、利用に関する意向、その他の事情等を勘案してサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行うサービスです。

本計画では支給決定者数100%を継続（セルフプランを含む）するよう設定します。



※令和2年度については9月末時点

【発達支援が必要な児童への福祉サービスの確保の方策】

- 幼少期からの早期療育が重要であるため、児童相談所・教育機関・保育機関・保健センター・児童発達支援センター等との連携を密にし、必要なサービスの量の確保及び適正な支給決定を行います。
- 発達支援が必要な児童及び障害に対する家族の理解や、受け入れ状況を考慮しながらサポートするため、自立支援協議会や児童発達支援センター等の協力により、支援者のスキルアップや担い手・サービスの質の確保に努めます。

- 障がいのある子どもの支援ニーズが高まっていることを踏まえ、相談支援から実際のサービス利用まで、支援を必要とする児童が適切なサービスを受けることができるよう、各サービスの提供体制を構築していきます。

第6章 計画の推進体制

1 障害福祉サービス等利用支援体制の整備

(1) 総合的な情報提供体制の確立

近年、障害福祉における制度改正が目まぐるしく変化する中で、サービスを必要としている障がいのある人や児童に適正にサービスの提供ができるよう、障害福祉関連の情報が最も多く集まる民生課が中心となって、町の広報やホームページ・パンフレット等を活用したサービス内容の周知を行います。また、新規に手帳を取得された方だけではなく、その家族や諸サービスの更新等に来庁された方に対し、必要なサービスの申請手続きが容易にできるよう、庁内関係各課やサービス提供事業所への連絡調整等を十分に行います。

(2) 国・県・近隣市町との連携

本町単独では対応が困難な事業や、圏域での実施が好ましい事業等について、国・県の事業や施設の利用、近隣市町との協働及び自立支援協議会を活用することにより、関係機関との連携を図り、より効果的な事業展開やきめ細かなサービスの提供に努めます。

(3) 相談支援体制の充実

サービスを適正に利用できるよう障がいのある人やその家族から、障がいのある人の心身状況やサービス利用の意向、家族の状況等の聞き取りを行い、関係機関との連絡調整や制度利用支援等を、民生課や西牟婁圏域障害児・者相談センターにじのわが中心にサポートします。近年、相談者の増加が著しいとともに、相談内容の複雑化・多様化が進んでいるため、相談支援体制の充実を図り、相談支援機能を強化するため、人員の確保や担当職員のスキルアップに努めます。

(4) 早期・総合的支援体制の確立

障がいのある人のライフステージごとに、発達の支援が必要な児童への支援サービス事業所や保育園・学校等の教育機関・作業所等の障害福祉サービスや企業・介護保険等、支援する制度や主体が異なります。そのため、ライフステージが変化する時期にうまく支援体制を確立できず、必要とする支援につながらない場合があります。その解消のため、各支援主体が相互に連携を図り、情報の交換や支援方法の検討を行うことで、早期支援体制の確立や一人ひとりの一生に寄り添った総合的な支援体制の確立を目指します。

2 計画の推進体制の整備

(1) 施策相互の連携・ネットワーク化

本計画による施策展開を効果的かつ効率的に推進するため、国・県の動向や障害者計画等の関連計画、今後策定される計画との整合性を図り、社会経済環境や住民ニーズの変化に対応した適正な事業を展開するとともに、関係機関及び庁内関係各課による連絡調整等を十分に行います。

(2) 専門的人材の育成

本計画に掲げられている各種施策を推進していくためには、一人ひとりの多様化するニーズに対応できるよう、障害福祉サービス等を担当する専門職員の育成や資質の向上に努め、手話奉仕員養成事業の実施、相談支援専門員や職員等への専門的な研修会の開催を行います。

(3) P D C A サイクルによる計画の点検及び評価

本計画は、障がいのある人が必要とする障害福祉サービス等の提供を確保すべく、関係者と連携をとりながら、掲げた目標等の達成に向けて、各種取組の進捗状況を確認しながら推進する必要があります。

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要に応じて計画を変更すること（P D C A サイクル）とされており、児童福祉法においても、同様に規定されています。

そのため、定期的に、計画期間のサービス見込量等について、白浜町障害者施策推進協議会を通して点検及び評価し、課題等がある場合には、随時対応します。

■ P D C A サイクルのイメージ ■



資料編

1 町内の障害福祉サービス事業所の状況

※令和3年3月時点（順不同）

◇居宅介護事業所・重度訪問介護事業所

設置主体	事業所名	所在地	電話番号
(福) 白浜町社会福祉協議会	白浜町社会福祉協議会 訪問介護支援センター	〒649-2511 白浜町日置 197-1	0739-52-2111
(株) ニチイ学館	ニチイケアセンター白浜	〒649-2211 白浜町 2453-6	0739-82-2050
(NPO) かぐや姫	ケアセンターしおん	〒649-2211 白浜町 752 コーポチモト 3 階	0739-82-1040
(株) シーヒューマン	ケアセンターはまゆう	〒649-2211 白浜町 941-1	0739-43-3303
(有) エス・オー・イー	さくらホームヘルプサービス 白浜	〒649-2201 白浜町堅田 2497- 59	0739-33-7907

◇同行援護事業所

設置主体	事業所名	所在地	電話番号
(福) 白浜町社会福祉協議会	白浜町社会福祉協議会 訪問介護支援センター	〒649-2511 白浜町日置 197-1	0739-52-2111
(株) ニチイ学館	ニチイケアセンター白浜	〒649-2211 白浜町 2453-6	0739-82-2050
(NPO) かぐや姫	ケアセンターしおん	〒649-2211 白浜町 752 コーポチモト 3 階	0739-82-1040
(有) エス・オー・イー	さくらホームヘルプサービス 白浜	〒649-2201 白浜町堅田 2497- 59	0739-33-7907

◇生活介護事業所

設置主体	事業所名	所在地	電話番号
(福) ふたば福祉会	いきいき作業所	〒649-2524 白浜町安宅425-16	0739-52-2521
(福) 白浜コスモス福祉会	白浜コスモスの郷	〒649-2211 白浜町 2927-219	0739-43-2359
(福) 紀伊の郷	日置川みどり園	〒649-2521 白浜町大古 759-1	0739-52-3678

◇就労継続支援 A 型事業所

設置主体	事業所名	所在地	電話番号
(福) 和歌山県福祉事業団	作業所ブランコート	〒649-2211 白浜町 2926-1100	0739-34-2315
(株) チャレンジド白浜	チャレンジド白浜	〒649-2211 白浜町 1821	0739-33-7676
(一社) 未来の扉	ドルフィン白浜自立支援センター	〒649-2211 白浜町 1308-1	0739-33-9839

◇就労継続支援 B 型事業所

設置主体	事業所名	所在地	電話番号
(株) きらり福祉会	きらり作業所	〒649-2211 白浜町 3331 アール ポートビル	0739-33-7857
(福) ふたば福祉会	いきいき作業所	〒649-2524 白浜町安宅425-16	0739-52-2521
(福) 白浜コスモス福祉会	白浜コスモスの郷	〒649-2211 白浜町 2927-219	0739-43-2359
(福) やおき福祉会	か〜む	〒646-0021 白浜町 2867-26	0739-43-2619

◇施設入所支援・短期入所事業所

設置主体	事業所名	所在地	電話番号
(福) 紀伊の郷	日置川みどり園	〒649-2521 白浜町大古 759-1	0739-52-3678

◇共同生活援助事業所（グループホーム）

設置主体	事業所名	所在地	電話番号
(福) 白浜コスモス福祉会	コスモスホーム 第2コスモスホーム 第3コスモスホーム	〒649-2201 白浜町堅田 2396- 85	0739-43-2359
(福) やおき福祉会	ほわいとホーム	〒649-2211 白浜町 83-49	0739-43-2381
(福) 紀伊の郷	ホームそよか・ほのか	〒649-2522 白浜町矢田 267	0739-52-2556
(福) 和歌山県福祉 事業団	グループホームブランコート (オーブ)	〒649-2211 白浜町 3255-17	0739-34-2315

◇計画相談支援事業所（指定特定相談支援）

設置主体	事業所名	所在地	電話番号
(株) きらり福祉会	相談室 ラポール	〒649-2211 白浜町 3331 アール ポートビル	0739-33-7857
(福) 白浜コスモス福祉会	白浜コスモスの郷	〒649-2211 白浜町 2927-219	0739-43-2359
(福) 紀伊の郷	あんじゅ	〒649-2521 白浜町大古 759-1	0739-52-3678
(NPO) ほかせ	サポートセンターくるみ	〒649-2332 白浜町栄 977-3	0739-34-2807
(NPO) ころん	菜の花	〒649-2201 白浜町堅田 1068-2	0739-34-5231

設置主体	事業所名	所在地	電話番号
(株) 吉本	相談センター 内の川	〒649-2321 白浜町保呂 252	0739-45-2611
(福) 白浜町社会福祉 協議会	白浜町社会福祉協議会	〒649-2511 白浜町日置 197-1	0739-52-2111
(合) 希望のかけはし	森音-MORION- 相談支援事業所	〒649-2201 白浜町堅田 2578- 305	0739-20-1956

◇障害児相談支援事業所（指定障害児相談支援）

設置主体	事業所名	所在地	電話番号
(株) きらり福社会	相談室 ラポール	〒649-2211 白浜町 3331 アール ポートビル	0739-33-7857
(NPO) ほかぜ	サポートセンターくるみ	〒649-2332 白浜町栄 977-3	0739-34-2807
(NPO) ころん	菜の花	〒649-2201 白浜町堅田 1068-2	0739-34-5231
(株) 吉本	相談センター 内の川	〒649-2321 白浜町保呂 252	0739-45-2611
(合) 希望のかけはし	森音-MORION- 相談支援事業所	〒649-2201 白浜町堅田 2578- 305	0739-20-1956

◇児童発達支援事業所

設置主体	事業所名	所在地	電話番号
(福) 和歌山県福祉 事業団	ぱれっと	〒649-2211 白浜町 2926-1100 2 階	0739-34-2865

◇放課後等デイサービス事業所

設置主体	事業所名	所在地	電話番号
(NPO) ほかぜ	くるみ	〒649-2332 白浜町栄 977-3	0739-34-2807
(福) 和歌山県福祉 事業団	ぱれっと	〒649-2211 白浜町 2926-1100 2 階	0739-34-2865
(NPO) ころん	ことは	〒649-2201 白浜町堅田 1026-1	0739-45-8055

◇基幹相談支援センター等機能強化事業

事業所名	受託法人	所在地	電話番号
基幹相談支援センター にしむろ	(福) ふたば福祉会 (福) 和歌山県福祉 事業団 (福) 田辺市社会福祉 協議会	〒646-0028 田辺市高雄一丁目 23-1 田辺市民総合 センター2 階	0739-33-7492

◇委託相談支援事業（令和2年度まで）

事業所名	受託法人	所在地	電話番号
白浜町障害児・者 相談支援室ぼらんち	(福) ふたば福祉会 (福) やおき福祉会	〒649-2211 白浜町 1279-9	0739-34-3377

◇委託相談支援事業（令和3年度から）

事業所名	受託法人	所在地	電話番号
西牟婁圏域障害児・者 相談センターにじのわ	(福) ふたば福祉会 (福) やおき福祉会 (福) 和歌山県福祉事 業団 (福) 田辺市社会福祉 協議会	〒646-0028 田辺市高雄一丁目 23-1 田辺市民総合 センター2 階	0739-26-4923

◇地域活動支援センターⅢ型

事業所名	受託法人	所在地	電話番号
白浜駅前コミュニティプラザ	(福) 白浜コスモス福祉 会	〒649-2201 白浜町堅田 1385-5	0739-20-6174

2 白浜町福祉計画作成委員会名簿

(敬称略順不同)

	氏名	所属	備考
1	いちかわ たかひろ 市川 崇博	(福) 白浜コスモス福祉会	
2	うちかわ かずし 内川 一志	(福) 紀伊の郷	
3	おがわ まみ 小川 麻美	(NPO) ころん	
4	おだかわ たかし 小田川 隆	白浜町身体障害者連盟	
5	ささ まさたか 笹 雅量	西牟婁振興局健康福祉部	
6	さかもと ゆうこ 阪本 祐子	(福) 和歌山県福祉事業団	
7	はなむら たかし 花村 篤司	(合) 志成 (和歌山県相談支援体制整備事業)	
8	まつもと たかし 松本 隆志	(福) 白浜町社会福祉協議会	副委員長
9	やなせ としお 柳瀬 敏夫	(福) やおき福祉会	委員長
10	やまもと みねよ 山本 峰代	(福) ふたば福祉会	

<事務局>

所属	役職名	氏名	備考
白浜町役場	民生課長	中本 敏也	
	民生課副課長	小川 敦司	
	民生課福祉係長	平野 健志	
	民生課福祉係	清宮 乙香	
	民生課福祉係	上野 裕貴	

3 策定経過

年月日	項目	主な内容
令和2年7月31日	白浜町福祉計画作成委員 委嘱状交付式及び第1回白 浜町福祉計画作成委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 委員委嘱状交付式 2. 委員長、副委員長等の選任について 3. 計画の概要について 4. アンケート調査について（報告） 5. 事業所ヒアリングについて 6. 今後のスケジュールについて
令和2年8月、9月	白浜町サービス等事業所 連絡会での意見聴収	
令和2年10月30日	第2回白浜町福祉計画作 成委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基礎データ及びアンケート調査結果に ついて 2. 障害者計画の骨子案について 3. 事業所ヒアリング結果について 4. 障害福祉計画の骨子案について
令和2年12月18日	第3回白浜町福祉計画作 成委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害福祉計画・障害児福祉計画素 案説明 2. 障害者基本計画素案説明
令和3年2月22日	第4回白浜町福祉計画作 成委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害福祉計画・障害児福祉計画最 終案について 2. 障害者計画最終案について

白浜町

第6期障害福祉計画

第2期障害児福祉計画

令和3年3月発行

発行 和歌山県白浜町

〒649-2211

和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地

編集 白浜町役場 民生課
